

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成29年3月15日

摂津市議会

目 次

文教常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 -----	1
開会の宣告 -----	2
委員会記録署名委員の指名 -----	2
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査 ----- 質疑（渡辺慎吾委員、東久美子委員）	2
議案第19号所管分の審査 ----- 質疑（安藤薫委員）	41
議案第21号所管分の審査 -----	43
採決 -----	43
所管事項に関する事務調査について -----	44
閉会の宣告 -----	45

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成29年3月15日(水) 午前9時58分 開会
午後3時19分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 市来賢太郎 副委員長 東久美子 委員 安藤 薫
委員 水谷 毅 委員 渡辺 慎吾

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也
教育総務部長 山本和憲 同部参事 東角泰典
総務課長 溝口哲也 子育て支援課長 木下伸記
生涯学習課長 柳瀬哲宏
次世代育成部長 前馬晋策 同部参事兼こども教育課長 小林寿弘
学校教育課長 野本憲宏 同課参事 奥野友紀
教育支援課長 撰田裕美

1. 出席した議会事務局職員

事務局参事兼局次長 橋本英樹 同局書記 渡部真也

1. 審査案件

議案第 1号 平成29年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成28年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分
議案第19号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
議案第21号 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件所管分

(午前9時58分 開会)

○市来賢太郎委員長 おはようございます。

ただいまから、文教常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は安藤委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

質疑を続けます。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 それでは、質問をさせていただきます。

まず、学力向上の取り組みについて、これは、先日の委員会でお二方の委員からも質問ありましたが、違う観点から、私は質問したいと思いますので、もう一度、説明をお願いしたいと思います。

次に、22歳までの子育て支援について。

それから、ハギハッキョという外国人向けのイベントがあるということなので、お聞かせ願いたいと思います。

次に、摂津市の歴史文化財の教育について、昔、副読本もありましたよね。摂津市の歴史文化について。

次に、修学旅行について。

次に、卒業式、入学式について。

この前、中学校の卒業式がありましたけど、私は予算、決算のたびに、このことに対して質問していますが、どのような対応をされたのか。

次に、いじめ110番について。

これは、過去、市長部局でいじめの緊急対応をするということで、篠原さんですか

ね、代表になって3人の人権啓発指導嘱託員でやってはったと思うんですけど、教育委員会と連携して、全庁的に、いじめに対しての対応をするということで、言ってはりましたけど、教育委員会はどのような形で連携されたのか。

次に、ひとり親家庭の状況について。

それから、外国籍の児童・生徒の扶助状況について。

次に、摂津市では外国籍教職員が採用されているのかどうか。

次に、桃林会について。教育委員会、どのような対応をされたのか、保育園ですよね。

次に、栄養教諭について。

次に、小学校授業の休憩時間が短くなったというように、聞いたので、それはなぜかということ。

次に、摂津市の人権教育について、どういう分野で、どういうことに力を入れて人権教育をされているのかどうか。

以上で、1回目、質問を終わります。

○市来賢太郎委員長 答弁を求めます。

野本課長。

○野本学校教育課長 学力向上の取り組みと学校教育課にかかわりますご質問にお答えいたします。

まず、学力向上の取り組みでございますが、全国学力・学習状況調査やチャレンジテスト、また、市の学力定着度調査の結果から、児童・生徒のさまざまな課題が浮き彫りとなってきているところでございます。

昨年度より学力向上推進懇談会を設置し、改めて課題等の整理、把握を行い、今年度、摂津の学校教育スタンダードを作成し、学校力の向上を軸としながら、学力向上の取り組みを進めていくことといたし

ました。各校では、学校経営計画の中、また、学力向上プランの中において学校教育スタンダードを踏まえた内容としての取り組みを、次年度も進めてまいります。

先日もお答えいたしました、特に大きな課題としては、学校外での学習時間の短さを何とかよい方向に持つていくためにということで、次年度は学校の取り組みに加えて、教育委員会といたしまして、(仮称)せつつSUN SUN塾を進めてまいらうと考えております。

続きまして、ハギハッキョの件でございます。こちらは外国にルーツのある子どもたち、そして、その保護者等を集めて、夏に一泊二日、二日間にわたる形でつながりを深め、それぞれの文化等をより認識し、交流を行い、それぞれのアイデンティティーの確立に努めていくという内容でございます。

続きまして、わたしたちの撰津についてでございます。こちらは、小学校の社会科で活用いたします副教材として、撰津市の位置や歴史、特色を小学3年生で学び、そして、小学4年生でより深める教材として撰津市教育研究会の社会科部が中心となって作成しているものでございます。

続きまして、修学旅行の件でございます。修学旅行は、文化や歴史にまつわる土地を訪問することで、見聞を広め、日常では、なかなか体験できない活動を通して、また、集団での活動を通して、自然のすばらしさを感じたり、集団生活のあり方等を学ぶことを目的とし実施されるものです。

行き先を決定するに当たっては、その目的に即して教育的意義を考慮しながら進めていくことが重要であると同時に、保護者の負担軽減を考慮し、時間や移動方法、安全面や内容面等を総合的に鑑み判断し

ております。

先般の決算審査でもご質問いただきましたように、これまでの取り組みについてお答えさせていただきましたが、最新の情報で申し上げますと、多くの小学校では、既に昨年の夏から秋にかけて次年度の行き先、業者の決定をしているところがございます。その結果、最も多くの学校が選定した業者は、8校から選定されております。

以前から特定の業者が多くの学校から選定されているような状況について、ご指摘いただいているところがございますので、今回のこの8校というのは、以前より増えているところがございますから、なぜ、そのような結果になったのかをお調べいたしました。8校のうち6校が同じ宿泊地でございます。その宿泊地は当該業者とのつながりが太く、多くの小学校が修学旅行を実施する秋の時期に多くの日程を抑えているということがございます。

学校では、各業者から、ほかの宿泊地を含めた企画書と比較することを基本としておりますが、その際、活動内容ですとか、自然環境面にすぐれているといったことから、多くの学校から選ばれている実態がございました。

これが、多くの学校が当該業者を結果的に選定する理由でございました。

児童のことを第一に考え、目的に沿った修学旅行になればよいと思いますが、同一業者を継続して選定し続ければ、癒着等の疑いも生じてまいりますので、こちらのほうからお示ししています、修学旅行の事務処理取り扱いマニュアルにおいては、継続しても3年を限度という形にしております。そのルールは徹底してまいりたいと思います。

続きまして、卒業式、入学式にかかわる

件でございます。昨日、本年度の中学校の卒業式がとり行われました。私も会場に参加いたしました。厳かで感動的な卒業式だったかと思えます。

そして、国歌の斉唱状況でございますが、歌っていたと思えます。歌詞が聞き取れないなどの状況はなく、保護者の方も特に違和感を感じていらっしゃるようには思いませんでしたが、声高らかにというようなものではなかったようには思えます。

ただし、その後すぐに歌った校歌がテンポのある曲であったことや、これで歌うのは最後になるということもあってか、大きな声で歌っていたために、その差は明らかだったとは思えます。

それ以外の卒業式の歌も校歌同様に大きな声で歌っていたので、国歌ももっと大きな声で歌えるのではないかという思いにもなりました。

これまで2学期途中からの多くの校長会や教頭会において、卒業式、入学式を適切に実施するよう繰り返し指示を行ってまいりました。特に国歌斉唱につきましては、事前の指導もありますので、早目に、こちらのほうから指導するよう伝えていたところでございます。

他校も含めると、歌えている学校や聞こえるけども、さほど大きな声で歌えていない学校、大きな声が余り声が聞こえない学校など、学校間でのばらつきがあったというのが、昨日の現状だったかと思えます。

そこには指導の差もあったのだと思えますので、どの曲でもしっかり歌えるよう指導していくということをしてまいりたいと思えます。

続きまして、いじめ110番の件でございます。こちらのほうは市長部局が主で取り組みを進めているところでございます

が、各学校においても、いじめに関して相談できるような体制として、何でも相談箱のようなものを設置したり、それから、学校の教職員が把握した場合には、関係者、専門機関とつながりながら、対応していくことを進めております。

今は、例えば、コミュニティプラザなどの場所にも、いじめの事案等があった場合に相談できるようなボックスを入れたりですとか、それから、電話で相談できるような体制もとっているところでございまして、その一つでございます。

実際に、相談内容があれば、教育委員会にも報告が入りますので、当該校とおぼしき学校に連絡をとって三者で協働し対応していくような動きをつくっているところでございます。

次に、小学校の休憩時間が短くなったというご質問にお答えをいたします。休憩時間の設定につきましては、各学校で一日の日程表をつくり、その中で適切な時間を確保するように努めているところでございます。

教育委員会のほうから、休憩時間は何分とするようにですとか、こういう形で設定するようにというような一定の取り決め等を指示しておりません。今、休憩時間が長い学校もあれば、短い学校もあり、それぞれの学校の特徴に応じて設定しているところでございます。昼休みが非常に長くなっている学校もございまして、これまでと変わらない状況にしているという学校もございまして、短くしていこうという形で進めているとは聞いておりません。特段、昼休みが大幅に短くなったとか、20分休みを10分休みにしたとかいう話は聞いておりませんが、今後の外国語活動や英語の授業等の取り組みがなされる中で、一日

の時間の設定等については影響が出てくる可能性もあろうかと思えます。

続きまして、人権教育にかかわりますご質問にお答えいたします。

人権教育につきましては、障害者への理解、また、国際の理解、それから、男女平等教育など、さまざまな課題に向き合い、みずから考え、みずから判断できる力を育成できることを目的とし、学校の授業やさまざまな活動の中で取り組みを進めているところでございます。

特に教職員が人権意識をきちんと持ち、人権感覚を磨かなければ適切な指導等はいできないと考えておりますので、本市教育委員会でも教職員を対象に、特に昨今、課題とされているようなものを中心に、研修等を進めているところでございます。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、子育て支援課に係るご質問にご答弁申し上げます。

まず、22歳までの子ども医療費助成についてのご答弁でございます。

さきの市政方針におきまして、市長のほうから子どもや若者の健やかな成長を支えることが、やがて全ての世代の安心と活力につながるという観点から、平成29年度におきまして、子ども医療費助成の18歳までの対象年齢拡大に加え、22歳までを対象とした大学生等への医療費助成制度の創設に向けて、制度設計や条例制定等に取り組んでいくということで、ご説明があったところでございます。

子ども医療費助成の18歳までの拡大につきましては、現行の子ども医療費助成制度、15歳までとしておりますけれども、これと同様に所得制限を設けずに、年齢の

みを要件としたものというように考えております。

また、22歳までの制度につきましては、今後、対象者の範囲や所得制限などを詳細に検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ひとり親家庭の状況について、ご答弁申し上げます。

ひとり親家庭に対しての手当の制度であります、児童扶養手当におきましては、平成29年2月の時点で911世帯に対して支給ということになっておるところでございます。

ひとり親家庭の方につきましては、以前、平成26年度にアンケート調査を行いました。その結果、就労の形態としては、正社員の方の率が約3分の1と、非常に少ない状況でございました。また、職種で見ますと、専門職の方の場合は、その中でも正社員の率が半分を超えるということになっており、資格を持っていけば有利であるということがわかってまいりました。

このため、ひとり親の方の自立支援の取り組みとして、本市としても資格取得に向けた取り組みを推進していくということが重要であると考えておりまして、本市で配置しております、ひとり親家庭の自立支援員を中心といたしまして、各方面と連携して資格取得等について支援を行っているところでございます。

具体的には、資格取得に向けた給付金の制度がございますけれども、年限を国制度とあわせて、従来2年までとしておりましたけれども、その年限の上限をなくすといった形で支援をしております。

また、今年度からは高等学校卒業程度の認定試験、いわゆる大検の制度につきまして、受講される方の費用を援助するといっ

た形で支援をしているところでございます。

今後とも、ひとり親家庭の自立支援に向けて、就労支援、その他資格取得等も含めて各方面と連携をしながら、推進をしてまいりたいというように考えているところでございます。

それから、外国籍の児童・生徒に対しての扶助についてでございます。

民族学校の就学援助等の制度というようになるかと思っておりますけれども、これまでも、文教常任委員会の中で、委員のほうからご意見をいただいております。

北朝鮮についてのご意見かとは思いますが、外交的、国際的に、さまざまな問題があるとの報道がされており、最近では3月6日に弾道ミサイルが発射されるという状況もございました。

その一方で、本制度につきましては、学校に対しての援助ではなく、児童・生徒に対しての援助であるということ、外国籍の子どもについても、将来の日本の社会に貢献していただく必要があるということから、低所得の世帯に対して一定の援助を行うという観点での制度であるというように認識しております。

ただ、財源については、国や府の補助金が特にないという状況で、市単独扶助費に当たりますので、行革の中において市単独扶助費の見直しの項目の制度にも当たりますことから、現在、その検討を進めているところというように認識しております。

子育て支援課に関しましては、以上でございます。

○市来賢太郎委員長 小林部参事。

○小林次世代育成部参事 こども教育課にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

保育園等を運営します桃林会に対する担当課としての対応でございますけれども、社会福祉法人桃林会は平成28年度、市内におきまして保育園1園、認定こども園3園、認定こども園分1園を運営されております。

そういった中で、前理事長の不適切な行為によりまして事案が発生しましたけれども、速やかに保護者、施設職員への経過説明や、今後の取り組みについて説明をされたところでございます。

また、平成28年6月には、保護者、施設の職員を対象としたアンケート調査も実施され、8月に、その結果をまとめられ、保護者、職員へ結果を配付され、また、こども教育課に対しても、その内容についてご報告がございました。内容の多くが現在の保育教育をしっかりと、子どもたちのために継続していただきたい。頑張っている先生を応援しますよといった好意的な内容が多くありました。

また、この事案を理由として、職員の離職者の方はおられない状況でございます。そのようなことから、担当課といたしましては、現在、入所されている子ども、保護者を、まずは第一に考えた保育教育、子育て支援を充実させていただき、後退しないように取り組んでいただきたいという旨を伝えているところでございます。

○市来賢太郎委員長 奥野課参事。

○奥野学校教育課参事 教職員人事にかかわりますご質問2点につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、外国籍の教員についてのご質問ですが、本市では外国籍の教員、勤務しております。

続きまして、栄養教諭についてのご質問でございますが、栄養教諭の業務は食に関

する指導と給食の管理、学校運営でございます。本市では、平成28年度、4人の栄養教諭が配置されておりまして、聞き取りを行いまして、業務についてお調べをしました。業務としましては、ほかの教職員とともに行う児童への指導等と栄養教諭として行う業務に大きく分かれます。

前者としましては、公務文書で割り当てられている役割で、例えば、児童の委員会活動、クラブ活動の指導、教育活動を進めるために組織している委員会での業務、また、食に関する指導、いわゆる食育の指導等がございます。

後者としましては、学校給食の物資選定、献立作成、衛生管理などを指しますが、このために学校給食会が招集する会議に出席、また、これに係る資料の作成等の業務で、これには教育総務部総務課の担当者も出席し、会議の進行をしています。

また、近年、アレルギーのある児童が多くなっていることから、その児童への対応、例えば、除去食会議への出席や保護者面談、アレルギーガイドラインの改訂作業などについては、業務が増えていると聞いております。

自分たちの勤務校に加え、担当している学校の児童一人につき、約25名程度の児童を担当していると聞いているのですが、担当校につきましては、会って話をすることが、なかなかできない。保護者から電話で相談を受けるなど、心理的な負担感が大きいという話を聞いております。

会議の出席や資料作成など、一人ひとりの業務については、詳細な調査等が必要になると考えられることから、今後も調査を続けていきます。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 学力向上の取り組みは本当に教育委員会の皆さんにとっては大変な課題だというように思います。

私、以前から言っておりますけど、学校のやるべきこと、保護者のやるべきこと、子どもたちのやるべきことがさまざまあって、学校が、その学力向上に関して、一生懸命力を入れるというのは、ある程度、限界があると私は思います。

やっぱり保護者のバックアップとか、家庭における教育環境というのは、非常に重要にかかわってくるというように思います。

しかし、学校としても、そうやからといって、手をこまねいて責任の転換をするわけにもいかんから、今回、この(仮称)せっつSUN SUN塾で何とかせなかんというように動き始めているんですけど、学校現場、特に公の学校現場は、底上げを皆さん、やっぱり考えはりますよね。みんなが成績上がるようにというのは、これ当然な話だと思います。

しかし、現実問題として、それも限界があるというように思うんです。いくら呼びかけても来ない子どもたちがいるわけで、でも、もう一つ、僕がいつも発言しているのは、一生懸命に勉強して、学力を向上したいという子どもたちが、現実にいるわけですよね。その中には、やっぱり自分が思うような高校、世間で言われる優秀な高校に行きたいとか、その先、いい大学に行きたいという夢を持ちながらですね、勉学に励みたいという子どもたちも当然いるわけであって、一生懸命に皆さんが底上げしようとしても、結局、逆に言うたら、その人らが差別意識といいますか、私らほったらかしになっているのかというようなことがあるわけで、ほんなら、その子は塾に

行ったらええやないかという話になってきたら、これもやっぱりおかしいわけであって、そういう意味から、これは少し意味合い違うかもしれんけど、この（仮称）せっつSUN SUN塾ということをやられるということなんですけど、やっぱり勉強したくて成績を伸ばしたい子どもに対しても、しっかりと、それに力を入れる必要があるんじゃないか。そしたら、これ逆に言うたら、平均が上がっていくんじゃないかとかというように思います。

これは経済の問題ですけど、昔、鄧小平さんがですね、黒い猫でも白い猫でも、ネズミ獲る猫が一番いい猫やというように言うておったんですけど、その子どもたちの成績が上がることは、全体的な牽引車になるような気持ちを、私は持っています。

そういう意味で、意欲を持った子どもたちを、もっともっと伸ばせるような施策はないのか、一遍、どういうようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、22歳までの子育て支援ですけどね、この前の代表質問でも矛盾点がいっぱいあるわけなんです。市長は、それに対して、一つひとつお答えができる時間的なこともあったから、お答えされてないんですけど、例えば、18歳で、高校卒業して、もう家庭を持って、しっかりと社会的責任を果たしている、やはり若者たちもいるわけです。その彼らからしたら、大学に行くというのは、非常に結構な話やなというように思っている。そういう意見も聞きましたし、それから、社会的な、全体的な流れの中で、成人の年齢が低くなっていますよね。選挙権の問題でも18歳になっているし、それから、犯罪への対応を20歳から18歳にしようないかというように世の中の流れがあるわけですよ。

その中で、何で22歳までやということになるし、さっきも言ったように22歳になってきたら、もう家庭を持って、子育てをしている世代に対して、何で子育て支援という形になるのか。

それから、摂津市のデータを見ておきますと、摂津市から出ていく方々に関しては、大体33歳から44歳が一番多いんですよ。それに伴って、小学校の低学年から中学校、子どもたちが、保護者と一緒に出ていくというパターンが多くて、それやのに、なんで22歳に、そういう形で注目をしているのかということ。

それから、そういう保護者の意見を聞いておきますと、そういうことより、まず、例えば、家賃補助とか、それから就学援助とかに力を入れてほしいということで、18歳から22歳が元気盛りであるので、医療費はかかりにくいのではということを考えてみると、ほかの制度を要する必要があるんじゃないかというように、アンケート等では出ているみたいです。

人口調査の推移もそうですし、保護者とか、若者たちの意見もそうですし、22歳までの医療費をただにするというような方法というのは、全く、その辺からしても、結論にたどり着けないんですよ。そういう点で、非常に矛盾点があるわけであって、もう一遍、お聞かせ願いたいと思います。

どういような分析をして、どういような状況で、これは22歳までになったのかということ、私らとしては読まれへんのですよ。あらゆるデータを見ながらでも、そこへたどり着かへんのんですよ。南富良野町ですか、聞いておっても平成22年度、平成23年度から、その制度を始めたらしいんですけど、平成22年度から平成27年度までのデータを見ておっても、人口が

どんどん減っているんですよ。

子育て支援は、ここの教育委員会とは、少し離れていますけど、人口の流出を食い止めるといって、その南富良野は、そういうことをやっていますけど、そういうことも踏まえて、子育て支援も踏まえて22歳ということなんでね。そういう点では、この制度を、これからやっていくということに関して非常に矛盾を感じますので、再度のご答弁をお願いしたいと思います。

それから、ハギハッキョということなんですけど、これはなんで外国籍の人だけ中心に、この一泊二日の事業というか、催し物をやっているのか、非常に不思議なんです。国際交流ということになったら、日本の子どもたちも一緒になって、例えば、一泊二日やったら、そこで非常に親睦を深められるじゃないですか。

アイデンティティーをどうこういうてますが、事業内容、そのハギハッキョの細かいこと、どういう状況で、どういう形で行われて、どういう目的かということ、参加人数はどうかとか、それを指導する先生方はどうかとか、きちんとお聞かせ願いたいと思います。

それから、歴史的文化財教育についてですけど、過去に、文教常任委員会で言いましたが摂津市には文化遺産ですか、非常に必要じゃないかということで、まず第1号が味生神社の中にある旧一津屋公会堂ですか、あれになったんですけど、今回、残念なことに一津屋にある大西家が潰されるということですよ。その後にマンションになるということなんですけど、あの建物は100年以上のものであって、屋久杉をたくさん使っている。

屋久杉というのは、千年以上の杉のことを屋久杉と言うらしいんですけど、そうい

うものをたくさん使ってますね、非常に文化的な価値が高い。これ過去においても、私は質問させていただきましたけど、そういうものを何かね、温存して維持できるような、行政として支援するようなことはできないかということでは言わせていただきましたけど、残念なことにですね、聞くところによりますと1か月以内に取り壊されるということではございます。

私、教育やいろんなことで、いろんな本を読んでおられますと、学校とか、その就職のことで、その地域を離れていっても、年をとったらですね、自分の生まれ育った歴史ある、その町に帰りたいという、そういうような一つの状況があるということらしいです。

そういう意味で、私は、今の摂津市、さっき言うた流出を食い止めるには、また、ある程度、年齢を重ねてですね、このまちに帰りたいというような気持ちになるには、やっぱりこの歴史をしっかりと子どもたちに教える必要があると。

いろいろ歴史を見ておったら、皆さん、ご存じのように、あそこ江口というのは、京都に出る最後の口らしいんですよ。

京都七口というんですかね、鞍馬口とか、荒神口とか、栗田口、京都を出るときに口がつくところがたくさんあるんですけど、そういう意味合いで江口というのは、この淀川というのは、昔、大動脈だったらしいんです。

京都から、この大阪湾を経て、それから瀬戸内海を経て九州、それから朝鮮、中国のほうに行くような、一つの大きな道という、その最後の一つの口が江口やっとな聞いております。

あのかいわいは遊郭がたくさんあって、客引きがですね、船に乗って京都から流れ

て来る船のどこへ客引き、もちろん、その遊女だけと違ってね、いろんな物売りも、そこにたくさん出とって、城内随一の繁華街ということで書かれているんです。

そのような一つの歴史的なことが今回、一つの大西家というのですね、何か聞くところによりますと、百町歩あった。大体22万坪の大地主やった。そういうような一つの歴史的なもんが潰されるということですね、そのものという、採算ペースというもの以上にですね、その歴史的な大きなもんが失われるということ、非常に私は残念と思うわけです。

やっぱり、そういうプロジェクトチームじゃないけど、今回はもう間に合わないかもしれないけど、教育委員会がもっともっとそのプロジェクトチームをもって、この摂津市の歴史の深さをしっかりと発掘して、子どもたちにしっかりと教えるということは、一つの定着率につながっていくんじゃないかというように、私は思うんですけれど。

そういう点の摂津市の歴史というのは、ある程度書物、それからいろんなもんで書かれていますけど、それを教育現場で、小・中学校の教育現場にしっかりとそれを教え込んで、郷土愛を高めるような一つのことが必要じゃないかというように思うんで、そういうようなプロジェクトチームをつくって、その発掘をして、いろんな意見を聞いて、過去においても、やっておられます。つくってはりますよね。歴史の編さんというのをやっていますけど。

そういうことをやってはるんやったら、それを教育現場に、やっぱり利用する必要がある。もったいないじゃないですか。そういうことに関して、お聞かせ願いたいと思います。

それから、修学旅行ですけどね、これ何回、言うたことか。ほんでね、僕、何か非常に変なもの感じるんですよ。その業者と学校現場のことに関して、これはめったなこと言えませんが、私としては非常に何か変な気持ちになっているんです。不吉というかね。

私ね、求めたいんですよ。その来校者名簿、学校で。学校にお客さん来るでしょう。その中で、この業者が学校等に来ているのか、来ていないのか。ほかの業者が、どういように来ているのか、そういうことを一遍、すぐ提出していただきたいんです。

当然、私は、これ修学旅行のことに関してですね、これはずっと業者との癒着あるんと違うかというようにことで質問しているわけですから、教育委員会としては、それはその辺、非常にデリケートにですね、敏感に対応されておると思いますので、当然、そういう記録が残っているというように思います。できましたら、すぐその資料を提出していただきたいと思います。

それから、卒業式、入学式の件ですけど、私、自分自身は愛国者やと思ってるんです。しかし、愛国を強要するということに関しては、私は否定するんです。それはなぜかという、愛国の名の下に多くの命が失われました。それと、正義という名の下に、これも大きな命が失われた。過去の歴史を見ますと、そういうことを私は感じます。だから、それは決して僕は強要すべきじゃないというように思います。愛国、正義を。

しかし、決まり事は守らなあかんわけです。私は何が言いたいかというと、決まったことを学校現場で、それを実行しないというのは、教育の中で決まり事を守ろうというのは、学校において基本中の基本じゃないですか。決まり事、ルールを守らんか

ったら、実際成立せえへん授業もあるかもしれないですけど、きちっと決まりを守ることによって、さまざまなもんが成立するんや。社会においてですね、この社会がきちっと成立するんやということを、まず学校が教えることが必要なわけですよ。

思想信条等は、ちょっと置いといて、その決まり事が決まるとるのに、何でそれが実行でけへんの。学校の先生が範を示して、その決まり事を守ろうと言うてる先生が、その決まり事をしないことに、大きな問題があるんですよ、私が言いたいのは、どのような思想を持とうが、先生が、どのような考え方を持とうが、それは自由なんです。そんなこと私は言うてないです。それを、何十年も私は、ずっと言い続けていますよ。

教育委員会としてやね、それなりに対応されとると言うんですけど、私は無理なこと言うてないんです。決まり事を守ってくださいと言うとるだけですよ。

実はね、昨日、私、後輩の民間から校長先生になった人間と、少し話したんですよ。

ほんなら、大多数の先生は、そのことを理解しているって言う。でも、一部の声の大きい先生がいて、その先生に遠慮があって、それができないんやと。私も民間から来とる立場で、そのことを大きな声で言うたら、サボタージュされる。それが現実やということをね、その私の後輩は、そうやって言うてました。何でそんなことが起きるんやいうて。

制度の中では、市の教育委員会があり、府の教育委員会があり、その上は文部科学省あるんですけど、その制度の中できちっと決まって、やりましょうということになっとるのに、何で、その現場になったら、それが変わっていくんやというようなことが、私としては非常に不可解。もう私は、

そのことに関してね、非常に不可解なんです。

前馬部長とは時々お話しするけど、実際、徐々に徐々によくなっているというようなことを言いはりますけど、でもね、一番問題が、僕は何回も言うようやけど、一番問題が、子どもたちが一つの国際的な感覚の中で、例えば、これから留学される子どもたちがおった中で、その留学先の国が、国歌斉唱と言うたときにね、横の人と話したり、その場を去ったりしたら、その国の国民は、どういうように、その留学生を思うか。

だから、日本では、それ通るけど、世界どの国へ行っても、そのことは通りません。通る国があったら教えてください。中国でそんなことして、どういうことになるか。

それは、民主主義のアメリカにおいてもですね、それなりの法律がありますよ。

国際化いうて、英語を教えるだけが国際化違いますよ。やっぱり礼儀を教えるのも国際化ですよ。これ、マナーですよ。礼儀と言うよりマナー。それについて、また、ご答弁お願いしたいと思います。

それから、いじめ110番の件ですけどね、これは何年前かな、例の大津市のね、子どものいじめの問題で、非常に世間が騒いで、摂津市は率先して、市長部局を中心に、全庁を挙げて、この子どもたちのいじめを、なくすということで、えらいマスコミで騒がれましたでしょう。さまざまな委員会等で教育委員会が、いじめに対して、どういうように思っているという気持ちはわかったんですけど、全庁的に挙げとんやから、市長部局とどういうような連携をとっておるかというて、僕は質問しとるんです。そういうことが、全く聞こえてこないから、その点に関して、もう一度、ご答

弁をお願いしたいと思います。

ひとり親家庭の状況はわかりました。非常に経済的に困窮してはる人が多いということですよね。正社員が3分の1で、あとはそのパートなり、臨職なり、そういうような形で働いてはる方々が多いというのを、今、聞いてわかりました。

それぞれの家庭には事情がありますが、やっぱり子どもたちに対しては、家庭の事情というか、親の事情は関係ないんでね。だから、そういう点でしっかりと補助してあげてほしいと思います。

それから、外国籍の生徒の状況です。僕は、代表質問でも例の外国籍の生活保護の質問をやりましたけど、制度として摂津市はやっとるけど、その制度としてやるんやそうやけど、法的な根拠はないわけですよ、これ。

今、言うたように、朝鮮学校等は、国連による制裁の一つの対象になっている。それは個人に出していることなんですけど、しかし、朝鮮学校の組織とか、全体的なビジョンを見ますと、個人というのは、あの国においては、そう価値観を持たない。朝鮮学校自体も、何でこういう形で補助金を切られとる言うたら、その北朝鮮とのつながり、組織の中のの一つの一環を、やっぱり携わっとるんやないかという危惧がある中で、今回の制裁を加えられとるわけです。まあまあやっているとこもありますけど。

そういうことで、何で摂津市が、そういう形で国際的な状況の中で、そのようなね、北朝鮮の方に対して、そういうことを、補助をやっているのかというようなことに関しては、非常に私も理解に苦しみます。

ただ、今言うたように、これ見直しの一つの議論があるということなんで、これ以上は言いませんけど。しっかりと、その辺

のことを踏まえて対応していただきたいと思います。

それから、外国籍の職員、何人ぐらいいてはるんか、どういう状況か、別に、これはどこの学校に何人ぐらいいてはるんって、別に言うても構まわんわけでしょう。固有名詞を上げるん違うんやから。それを言うていただきたいと思います。

それから、桃林会についてですけど、これ教育委員会として、例えば、準備体制、やっぱり職員動きましたよね。例えば、これを金額に直したら、人件費も踏まえて、どのくらいの被害をこうむったか、その辺に関して、具体的に教えていただきたいと思います。

それから、栄養教師についてですけど、事件がありましたよね、栄養教師の問題で、改ざんしとるということで、忙しいからとかということ、理由がいろいろあったんですけど、今度、人が減りますよね、栄養教師が減るのかな。

あのときに、子どもたちの食育というか、そういう面で、栄養教諭に対して、やっぱりそれなりにポジションを、重きを置かないかんと違うかというような、僕は質問をしたと思うんですけど、その人数を増やして、さっきの言うたさまざまな対応もそうなんですけど、例えば、若い世代の保護者が非常に子どもたちの栄養とかに関して、暗中模索しとるような状況というのは多々あると思うんです。

そういう方々に対して、しっかりと相談に乗って、その対応ができるような相談室はあると思いますけど、学校等に行ったら、栄養の先生が、そういう的確な指導してくれるとか、アドバイスをしてくれるような状況というのは大切だと思います。

増員ができないのか。何でしなかったの

かということ、再度、お聞かせ願いたいと思います。

それから、小学校の休憩時間ですけど、学校等で、それぞれ決めているということなんですけど、これはやっぱり統一すべきじゃないかと思うんですよ。

あの学校は10分から5分になったって、これ聞いていますけどね。これデータあるんですよ。10分が5分になったと言うて。

ほんなら、そこで、例えばトイレの状況とか、学校の先生はいいですわ。職員用のトイレあるんやから。でも子どもたち、特に女子の子なんかは、やっぱりトイレに時間かかりますよね。

次の移動があったり、それから、その準備いろいろあると思うんです。それが学校によっては、5分になって、最終的には、僕は思うんですけど、授業の時間を、それなりに調整していると思うんですけど、やっぱりそれは統一してですね、子どもの、例えば行動、休憩時間の行動は、どのようなパターンが多いかということ調査されているのかな。調査して、した上で、このような短縮をするんやったら別やけど、調査もしてないのに、単に学校の先生の都合で、10分を5分にします。これは大きな間違いです。

学校というのは、先生のためにあるの違うて、まずは子どもたちのためにあるわけでしょう。

子どもたちの一つの行動パターンをしっかりと把握した上で、この休憩の短縮を考えるとという形やったら理解できるんですけど、それは学校に任せとるじゃなくて、休憩というのは、僕はね、これは非常に大切な時間と思うんです。僕自身、授業が大嫌いやったから、休憩時間が少しでも延び

たらね、俺はむちゃくちゃ、うれしかった。

これは個人的な話ですけど、この休憩が、そのように変更されるパターンが、ちゃんと子どもたちのパターンを調査しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、人権教育についてですけど、さまざまな人権問題ありますよね。僕は前、人権教育をやっぱりしっかりとやってほしいと言ったのは、拉致問題というのがあったんです。

一つの大きな時代の流れになって、今、目の当たりにするような問題というのを、中心的にやろうとするようなことはあると思うんです。

例えば、いじめやったらいじめ問題を一つの、中心的に人権教育の一つの大きな柱にするというようなこともあっていいと思います。

ただ、さまざまな人権に対して、さまざまな状況というのはですね、やっぱりその人権教育というのは、特に敏感に世の中の流れ、情報というのをしっかりと受けとめた上でのね、当然、マニュアルがあるんですけど、そういう形で、一つの道徳教育がある中で、人権教育も、その本当に、そういう意味では語りかけて問題提起をして、子どもたちにしっかりと考えさすということが必要と、私は思います。

そういう意味で、バランスのいい人権の一つの課題を、やっぱり子どもたちに提供する必要があるんじゃないかというように思いますので、その点、ご意見お聞かせ願いたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○市来賢太郎委員長 野本課長、学校への来校者名簿を求められていますけれども、提出は可能ですか。

溝口課長。

○溝口総務課長 名簿につきましては、小学校であれば、受付員を正門等に配置しておりまして、そこで一定、来校者の方の受付をさせていただいておりますが、事務局において、現時点では各学校で管理させていただいております。現在、すぐにご提出できないです。学校現場のほうに確認をとらせていただきます。

○市来賢太郎委員長 暫時休憩します。

(午前10時57分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

答弁をお願いします。

野本課長。

○野本学校教育課長 学力向上の取り組みにかかわりまして、2回目のご質問にお答えいたします。

底上げというようなお言葉をいただきました。どの子にも学習の場を提供して、学習意欲を高めていくというのは、我々としても非常に重要にしているところでございます。

また、一生懸命勉強したくとも勉強する場がない、もしくは時間がないという子どもたちにも、学びの場を提供するというところで、(仮称)せつつSUN SUN塾のほうを考えさせていただきました。

それから、例えば、学習の内容を、どの子にもわかるような設定をした場合に、言葉は不適切かもしれませんが、十分にできる子が、その内容では物足りないような状況になって、より力を伸ばせないようなことがあってはいけませんから、算数や数学を中心に習熟度別指導等は学校の中でも実施をしているところでございます。

さまざまな形をとりながら、その子、その子の学習意欲を、やはりより高めていくことが、学習習慣、それから学習時間の長

さにもつながっていくと思いますので、ご指摘いただきましたように、意欲を持って取り組めるような学習環境の場を、これからも設定してまいりたいと思います。

続きまして、ハギハッキョの件でございます。

ハギハッキョは、今年度で申し上げますと、平成28年7月23日から24日に、第33回の実施をいたしました。参加者は、小・中学生が15名、保護者が11名、教職員が67名ということで、合計95名の参加がありました。

こちらのほうにつきましては、外国にルーツを持つ人たちへの対応や交流ということで、料理を行ったり、それから音楽を演奏したりすることを通じて、保護者同士、子どもたち同士の交流を深めている内容でございます。

それから、わたしたちの摂津にかかわりますご質問についてお答えします。

委員がおっしゃるように、わたしたちの摂津は、摂津市の自然産業、歴史の学びを通して、摂津市のことをよく知り、さらに摂津市の郷土に対しての愛着を図ることもねらいとしております。

摂津市の史跡というものを一覧にしまして、地図の形で、どこに、どのような史跡があるのか、それが学べるような形にしております。

小学校3年生、4年生ですので、なかなか深く理解することはできないかもしれませんが、名前を知り、そして地域の願いを知っていくことで、それぞれの愛着につながっていくのではないかと考えております。

これらを踏まえて、より摂津市の郷土を学び愛する気持ちを育むというようなことで、何かチームのようなものをつくれな

いかというお話ですけども、現在、市史編さん室で、中学校2年生、3年生対象に市制施行50周年で冊子を作りまして配付いたしました。

そちらで、中学生の学びを深めることでとか、このわたしたちの摂津を使いまして、各学校でより郷土のことを深く知るためのさまざまな学習のあり方を深めていくような、学校間のつながりですとか、摂津市教育研究会の社会科部には、いろいろと提言できればなと思っているところです。

それから、卒業式、入学式にかかわる件でございます。

決まり事を守ろうというのを、教職員が姿勢でもって示していかなければならないというのは、まさにそのとおりだと思います。

教職員につきましては、教育公務員であり、学習指導要領に沿って指導してまいらなければならない立場です。また、大阪府の国旗国歌の条例もございますので、みずからの立場を考えて適切な態度をとる必要がございます。

歌う姿勢を子どもに見せること、凛としたたたずまいで、その卒業式等に参加すること。これは子どもたちをリードすることになると思いますので、歌うこと自体が公務員として、あるべき姿だと思います。

これまでも校長会、教頭会を通じて、教職員のあるべき姿についても指導してまいりました。

決まり事を守ろうというような姿勢を示す教職員としての、きちんとした態度がとれるように、今後も引き続き指導してまいりたいと思います。

いじめ110番の件でございますが、現在110番という形で設置しているとい

いますよりも、いじめ相談電話、そして、お悩み相談電話、いじめ相談メールというものを実施しているところでございます。

正直、申し上げますと、こちらを利用しでの相談というのが非常に少ない現状がございます。こちらのほうにお電話いただいて、ご相談いただいたことをもとに対応しているというのは、教育委員会のほうでお受けをして、そして当該校に、その内容を伝えて、ともに動いていくというのが現状でございます。

先ほど申しましたように、市長部局のほうで設置しています相談ポストの中身で気になる点がございましたら、教育委員会に文書にて報告が上がり、それに基づいて連動して対応していくということとはしているところでございます。

それから、休憩時間の件でございますが、10分から5分に短くなる、例えば、1時間目と2時間目の間の休み時間が10分から5分となるような話は聞いたことがございます。

それは、20分休みを25分休みに延ばすとか、その全体の中のバランスを図ることで、とってきた経緯があると聞いておりましたが、トータルで休憩時間が減るような動きというのが、大きく広まっているというという把握は、こちらのほうで、申しわけございません、できておりませんでした。

このあたりもすぐにお調べをして、対応をしたいと思っております。

なお、パターンの調査といいますか、休憩時間の子どもたちの動きについて、各学校に調査を命じたことはございませんが学校で休み時間を設定する際には、やはり教職員の動きがベースで行われるべきではないです。休憩時間は、子どもたちの日

常の生活がより円滑に進むように、そして授業もきちんと確保される設定であるべきです。

休憩時間の長さを変えた学校につきましても、子どもたちの状況を鑑みて、修正、変更していると思われます。

統一すべきかどうかと言われますと、学校の環境等も、それぞれ校舎のつくりや運動場との距離等も違いますので、なかなか一律にというのは難しいかもしれませんが、一定、中休みといわれるような時間を確保していこうであるとか、昼休みの時間は一定、十分に確保していこうなどと、そういった方針等は示すことができるのかなと思っているところです。

それから、人権教育についてでございますが、先ほど私も申し上げましたように、男女平等であるとか、それから障害児教育であるとか、そういったものを各学校の、それぞれの年間計画の中に盛り込んで、どこかだけが特化して多くなるような形にならないように、計画書のほうは提出を求めているところでございます。

バランスのいい設定といたしますか、計画というのは非常に重要だなと私も思っておりますので、さまざまな課題に対応できるように、きちんと総括して指導ができるように学校には伝えていきたいと思いません。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、子ども医療費助成制度についてのご質問に、ご答弁申し上げます。

子育て支援、子どもや若者の成長の施策につきましましては、結婚や出産、それから育児はもとより就学や進学など、さまざまなステージを見すえた環境の整備が考えら

れます。

今回の子ども医療費助成制度は、その一つの手法であるというように認識しているところでございます。

22歳という年齢につきましましては、子どもが大学を卒業して、社会人になりますと、税法上なり保険なり親の扶養から外れることになりますけれども、その一つの区切りの年齢であるということでの設定であるというように認識しているところであります。

委員、ご質問のように、さまざまな観点があるかとは思いますが、そのため、この22歳までの拡大につきましましては、対象者の範囲を今後、慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 小林部参事。

○小林次世代育成部参事 こども教育課にかかります桃林会に関する質問にご答弁を申し上げます。

平成28年度、1年間、正雀保育所を公立保育所として運営をいたしておりますけれども、市が要する経費といたしましては、正雀保育所で勤務する臨時職員であったり、非常勤職員、また光熱水費、また管理にかかります委託料等々が発生しております。

また、一方でその桃林会が民間保育園として運営されておった場合には、他の民間保育園と同様、市のほうとしても民間保育園に対する教育、保育給付費負担金であったり、障害児保育補助金といった支出が必要となる予定でございました。

市の負担額については、公で運営していた場合の経費と桃林会に対し負担金を支出していた場合の金額を比較する必要があると考えております。

現在、平成28年度予算執行中でございます。市の負担額につきましては、決算額をもって、どのくらいになるのか、算出、判断する必要があるかと考えます。

○市来賢太郎委員長 奥野課参事。

○奥野学校教育課参事 教職員人事にかかわりますご質問にお答え申し上げます。

まず外国籍教員ですが、摂津市内の小・中学校で1名勤務しております。

校長等に行うヒアリングでは、国籍が原因となるトラブル等は聞いておりません。

続きまして、栄養教諭についてのご質問でございますが、配置の基準は、いわゆる義務標準法という法律に従いまして、4人ということでございます。

ただ、都市教職員人事主担課長会から大阪府教育委員会に対しまして、栄養教諭の増員については、要望の声を上げております。

府教委からの回答では、学校給食の充実に対応できるよう、栄養教諭等の定数の充実を国に働きかけるとともに、今後とも教育課題の状況等を踏まえ、各学校が抱える課題やその取り組みに対して効果的、重点的な教職員の配置ができるよう努めてまいるとの回答を得ていますが、今後とも、この増員に対しては、要望の声を上げていきます。

また、先ほど若い保護者の方が相談をするときに、学校に栄養教諭がないのは困るのではないかというご指摘がございましたが、栄養教諭の聞き取りの中で、確かに委員がおっしゃるように、アレルギーの除去食等の悩みとかで、学校のほうに相談はあるとのことでした。

ただ、そのときに栄養教諭が配置されていない場合は、担任や養護教諭に質問をするけれども、なかなか答えにくい場合がある

ので、その学校の養護教諭を介して栄養教諭に電話等で相談があり、直接対応するというケースもあるとも、聞き取りから明らかになっています。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 前馬部長。

○前馬次世代育成部長 修学旅行にかかわって、1点ご答弁させていただきます。かねてから議員がご指摘いただいた業者を、8校が選定したということで課長のほうから答弁を申し上げましたが、決算審査のときにもお示ししました、例えば、検討委員会であるとか選定委員会であるとか、それを通して業者の選定を行っているということで、ある意味こちらが指示しているプロセスを経てその業者が選ばれているということは事実でございます。何か懸念されているような結びつきが裏にあるというようには捉えては今おりません。

ただし、今までのいろいろな経緯もありますから、例えば、来校者名簿のことについても、学校が適正にやっているということの証明という意味で求めておられるというようにこちらも捉えておりますが、ルールにのっとった形でやっているということについては、まずお伝えしておきたいと思っております。

また、ルールにのっとった形で業者を選定しても、同じ業者がずっと続いていくということになれば、おっしゃるような、言葉は悪いですけど、なれ合いになってしまったり、金額的にも気がついたら上がっているとか、そういうことが起こるかもしれません。

そこで、私どもが指導しておりますことにつきまして申し上げますと、同一業者を連続で選定できるのは3年までと。このルールにつきましても、各学校に取り扱いの

ルールというものを示した後、3年が経ち、今度、平成29年度で4年目になりますけれども、4年続けて同じ業者を選定している学校についてはございません。補足という形で説明させていただきます。

以上です。

○市来賢太郎委員長 来校者名簿はまだですね。

溝口課長。

○溝口総務課長 今、至急、ファクスで送っていただいておりますが、来校者名簿と申しますと、当然一般の方が大半で大量の分量となりますので、その部分を早急に確認させていただいて、該当する業者のみ抽出する形でご提供できればというように考えており、今その収集に当たっておりますので、もうしばらくお待ちいただいでよろしいでしょうか。

○市来賢太郎委員長 それでは、修学旅行の件以外について、再度質問があれば。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 学力向上に関しては、そういう方向で学習意欲ある子どもたちに対していかにその意欲を尊重し、そしてその学力を向上させるかという取り組みをしっかりとやっていただきたい。そのことが、非常に全体的な牽引になるんじゃないかと私は思います。

底上げも大切です。公立の小・中学校というのは、当然底上げをしていかなあかんというのは一つの大きな原則というのはわかるんですけど、しかしそれにも無理がある。だから、そういう形も、方法も手法としてやっぱり必要じゃないかというように思いますので、その辺は強く要望しておきます。

それから、22歳までの子ども医療費助成の件ですけどね。市長部局は、定住化を、

流出を防ぐという一つの大きな原則があって、こちらは子育て支援ということなんですけど、ただ、これやったらパフォーマンスなんですよね、はっきり言うて。私としたらパフォーマンスとしか言いようがない。子育て支援やったら、ほかに望む保護者の人がいっぱいおるわけ、ほかのことを。だから、この8,000万円ですか、お金が年間要するという算出方法も、何か15歳までの75%がどうこうというのは、その75%の根拠は何ぞやということにもなったりね。その算出方法にも、非常に矛盾があるんです。私には理解できない。だから、そういう点においても、答えるほうにも限界があると思いますけど。ただ、今、言うたように、皆さんね、よう議論してください。だから、実際何が必要か、何がどういう形で要するのか、要らんのか。例えば、大学に行くんやったら奨学金じゃないけど、もうそういう形のもんが要るかもしれない。ただ、18歳で就職して高校出で勤めとる人たちからしたら、やっぱり不公平を感じたりするかもしれない。だから、そういう点の何が本当に必要なんかということをもっともっと議論して、単にこれパフォーマンスとしかとられようのないようなことはやっぱりやめてほしい。

教育委員会としては、その辺はしっかりと理論武装じゃないんやけど、説明できるような状況に持っていつてもらいたいんです。そういうことを強く要望しておきますので、お願いしますね。

それから、このハギハッキョです。これ先生がむちゃくちゃ多いですね、67名いうて、これは先生のためにやっているのかな。子どもが十何名でしたか。俺、言うてるのは、何で日本人の子どもたちと一緒にやって、そういう形でせえへんのか非常に

不思議なんや。それで、これ予算書のどこにあるんかな。予算書や決算書。何かその辺のもんが出ていないし、僕、一遍ハギハッキョでパソコンで検索したけど、何も資料が出てこない。すばらしいことやったらやな、もっとそういう形で、資料としてばつと検索したらすぐ出てくるようにしとかなあかんしやね、ちゃんと予算書、決算書にも明記すべきやろ。どこに出とんかわからへん。

六十何人、今言うたそれ答えてもろてない。何で日本人の子どもたちと一緒にあって、そういう形で交流を深める場にするんやったら別やけど。時には、日の丸、国旗・国歌が何やこうと言うとって、こっちの民族学級のアイデンティティーとって、何をやとんかわからへん。はっきり言うて。その辺、もう一遍説明をお願いしたいと思ひます。

歴史的文化教育は、当然、そういう形で教えていただいているというのは思うんですけど、例えば、課外事業としていろいろ歴史の何かそういうマップみたいなんがあるというように、さっき言うたように、こういうところにこういう場所が、こういうのがありますよという形のものをつくってあるというて聞いたんですけど、結局そこをずっと歩いて、ルートとして回って、由来を説明して、文書を読めと言うても、なかなか子どもたちはそういう形で読まんと思ひます。読む人もおるかもしれんけど。だから、そういうルートをずっと見ながら見学する課外授業として、摂津市の歴史の深さをしっかりと教え込む必要があるんじゃないか。

さっきの言うた、ここにおられる方々は皆知っていると思ひますけど、大きな子どもたちが、ここが何で畿内随一の繁華街や

いうて。昔、千年ぐらい前かな、そんなことを知っとる人がごくごく少なかったと思ひますけど。でも、そういうことをしっかりと教えたら、そうかということ、子どもたちがよそに行つて誇れるでしょう、そういうことを知つたら。

この前、僕は知り合いがいて赤穂市によく行くんですけど、赤穂市はこういうもんがあるわ、いや、摂津市はこういうもんがあるかというて聞かれるんですけど、結局は200年前の悲劇で飯を食うとるやないかとかというて、そんな話をするんですけど。結局は、そういう歴史合戦というのができるというのは、これは子どもたちにとっては本当に宝もんやというように思ひますんで、その辺はまた大切な授業を、課外授業をやっていただきたい。これも要望しておきます。

卒業式、入学式について、野本課長ね、判で押したようなご答弁をいただきましてありがとうございます。あなた方は、それをずっと言い続けてはるんですよ。そういう形で、当然なことやから、それをするようにしますと。現実に、徐々にあるけど、やっぱりそういう形で実行されていない。

僕は、第二中学校の卒業式を見ていただいたけど、全般的に見ていて非常に感動しましたよ。それは確かです。

ただ、何遍も言うんやけど、きちっとひぎ詰め談判で、何でルールを守らせないねん。多くの先生方は、そのことを理解されとるというように、私は思ひます。きのうも、私の後輩の話をお聞きすると、ほんなら、その問題がある人らに対して、きちっと利を通す。少数の意見が尊重されて多数が尊重されへんというのは、けつたいな世の中やと思ひますんで。それで少数に引張られるということもけつたいなこ

とですよ。教育として、子どもたちがマナーを学ぶという観点からも、これはおかしいことでしょう。教員が、わしは関係ないねん、その現場におらへんからいいでは済まへんでしょ。

私の娘が外国語大学の附属高校におったんですけど、外国人の子が留学してくるんです。ほんたら、歌というのは、当然、民謡とか向こうのを歌うけど、やっぱりみんな国歌を歌うときには、テツと皆背筋を伸ばして歌うらしいです。日本人が聞いたら、知らんというね。それは、高校やからある程度知ったけど、知らんという状況が国際的に見ていかなもんかと。

だから、その辺のやっぱりきちっとしたルールを子どもたちに教えるという観点、それから国際的な一つのマナー、そういう点からしっかりともう一遍話をしてみてくださいな。何遍も言うとうねんけど、どんな思想を持っても、それは構わんわけですけど。だから、そういう点のことをやっぱりひざ詰め談判じゃないけど、これは教育長も一緒になって、そういう形で話をせんと、これはあなた方の一番のアキレス腱ですよ。ルールを守る。ルールどおり何でせえへんねんというのは、アキレス腱でしょう。だから、教育長、もうこういう話は最後にしておきたいんですよ。僕は議員になって28年かな、これは毎回言っていますわ。もう最後にしておきたいんですよ。そういう点、再度強く要望をしておきます。

それから、いじめ110番ですけど、これも、実際、パフォーマンスやったんです。テレビ放送で、市長部局が鳴り物入りでこれやりますということなんですけど、実際、その制度はほとんど使われていないし、結局は来たものをすぐ教育委員会に回すんやったら、最初から教育委員会にしとっ

たらええわけですよ。何で、わざわざ市長部局にこんな目安箱みたいな、アンケートじゃないけど、そういうようなものを設置して、ほとんどその中は空っぽで、そのようなことをわざわざする必要もなかったわけですけど。結局は、これパフォーマンスやったんやなというようにつくづく感じております。もうこれ以上は、言いませんけど。以上です。

それから、ひとり親家庭の件も要望にします。

外国籍も見直しということなんで、これも要望とします。

それから、外国籍の教職員もわかりました。1人ですね。

桃林会、これちゃんと算出してください。小林部参事、そうでしょう、これは市民の税金が使われたわけですよ。だから、ちゃんと教えてくださいと言うとるわけでしょう。人件費で、何ぼかかかったのか。桃林会のやりとりの中で、一生懸命準備されたというの、私は聞いていますよ。今回のことは、ほんまの青天のへきれきで、あなた方は完全な被害者ですよ。しかし、現実問題として、桃林会がまだ園を増やそうという動きがあるようなことを聞いていますよ。そのような事例があったのに、まだそんなことを言うると聞いていますよ。あなた方が、生ぬるいから、そういうことになるんですよ。

これは、もう摂津市の全般的な市長部局もそういうことになるんですけど、あなた方がああいうことになって、民間に委託しようと思ったら、そうしたら公立のほうがいいということになりますよ、はっきり言うて。こんな危険性があるんやったら。

この前の給食の件がありましたよんか。あのときも、何でこんなことになるいうた

ら、結局、公に返したほうがええん違うかという話になりましたでしょう。

だから、そういうことを大丈夫やということで担保されとるから私も賛成しとったんですよ。そうでしょう。でも、今回こういうようなことになってきたんやったら、実際に、こういう被害をこうむっとるわけですよ。それをちゃんと算出して、ある程度把握しておかなあかんのに、人の金や思うたらあきまへんで。税金ですよ、きちっと数字を出してください。

栄養教師に関しては、よくわかりました。制度の中で、1つの決まり事の中でこういうことがあるというのはわかりました。

しかし、今言うたように、お母さん方にはですね。だって、そうですやん。何ぼ学校でアレルギー対応を一生懸命やっても、家へ帰ってアレルギーでとんでもないことになったらやっぱりぐあいが悪いわけですよ。学校の責任やから責任の範疇で、それはわかりますよ。でも、そこで保護者に対してそういう一步を踏み込んで、こういう形でアドバイスできるような人員を配するということはやっぱり必要であると思うし、適材適所においてそういう対応をするということは、これはもう保護者との信頼関係になると思うんで、その点はしっかりと感度を高めて、保護者に対しての対応をやっていただきたい。

そういう形で、府へ要望は出しとるんですよね。増やしてほしい。それも理解できましたんで、強く要望しておきます。

休憩時間ですけど、これやっぱりシミュレーションをしっかり持って、子どもの休憩時間、子どもの行動、学校の広さと言うても、そんな何キロメートルも離れたようなごっつい巨大な校舎やったら別やけど、摂津市においての小学校いうたら、大体の

距離は決まっとるわけですよ。

その中で、子どもにとってどうこうより、保護者から、これ何でやのというような、おかしいやないかという声が出とるわけです。子どもからも、やっぱりそういう形でクレームが出とるといふ。子どもから、何でやという形で、そういうことが現実にあるということなんでね。

そういうことは、教育委員会が、例えば休憩時間を学校においてより、さっきも言うたように、ある程度原理原則じゃないけど、統一してやっぱり行ふ必要がある。だから、休憩時間を軽く見とるとは言いませんけど、私は非常に必要な時間というように思います。例えば、仕切り直しの面においても、体育の場合、それも考えとると思うんですけど、着がえたりせなあかんし、女子は女子の更衣室がないんやから男子はよそに行ってというようなこともあったり、さまざまのことがあると思います。だから、その間の準備期間は当然考えとると思うんですけど。

しかし、これはもう一度、子どもたちの行動のシミュレーション、パターンをしっかりと研究しながら、子どもたちにとって何がベストかということをもっとも議論しながら、どうしても僕はこういう文書を見て、そういう不平不満が出とるといふのは教職員が勝手に書いとん違うかというような、そういうことを僕は考えてしまふんですよ。もしか、それがしっかりと理解できとったら、私のとこへこういうような文書は来ませんわ。そうですやろ。コンセンサスを得ていないんですよ、短縮時間に関して。そやから、私のとこへ保護者からいろんな意見が出てくるんだと。その点に関して、もう一遍、答弁をお願いしたいと思います。

人権教育に関しては、もうわかりました。バランスがよく、しっかりと偏りのないような人権教育をしていただきたい。

私は、個人的ですけど、絶えず拉致問題というのが私の心の中にありまして、だんだん高齢化していくお父さん、お母さん方の姿を見とると非常に心が痛い。この前でも、マレーシアの空港で、ああいう理不尽に殺されましたでしょう。ああいうような、国自体が暴力組織みたいな国。そういうことで、日本人の本当に真面目に、ましてや横田さんはまだ中学生でしたかな。そういうことになっとなることに関して、非常に心が痛む。

そういう点で、個人的な話になりましたけど、バランスのよい人権教育をお願いしたいと思います。

○市来賢太郎委員長 暫時休憩します。

(午前11時34分 休憩)

(午前11時39分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

野本課長。

○野本学校教育課長 まず、ハギハッキョの件でございます。こちらにつきましては、教育関係団体の一つ、これは教育関係団体と申します摂津市教育研究会ですとかの一つなんです、摂津市在日外国人教育推進協議会という団体が主催しているものでございます。その関係で予算書のほうには出てこないということでございます。

日本の子の参加等のことなんです、もちろんルーツのある子どもたちが主で参加をしていくものではありませんけども、広く開催を呼びかけて、参加できる子どもたちには参加をしていただくというような動きにはなっております。ですので、短時間でも参加している子どもたち、日本の子どもたちもいようかと思いますが、そこ

までの数字が拾い切れていないというのが現状でございます。

ですので、外国にルーツのある子どもたちのつながりだけではなくて、日本の子どもたちも含めた多くの子どもたちとのつながりを広めていくというようなことが目的の一つでございます。

それから、休憩時間のことでございますが、これは確かに保護者のほうからそういうご意見が出ているというのは、学校側がきちんと子どもたち及び保護者のほうにその意義や意味というものを十分伝えて切れていないであるとか、何かの配慮を行うこと等が欠けているのではないかと思われま。

おっしゃるように、ある程度の原理原則というのはあろうかと思いますが、子どもたちの状況をよく踏まえた上で対応していかなければならないと思いますので、各学校が休み時間の設定をどのようにしているのか、こちらのほうもこちらのほうから聞いていきたいと思ひますし、無理があるところがないのかであるとか、それから保護者との意見等が踏まえられているようなものになっているのかどうかというのもあわせて調べていきたいと思ひます。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 ハギハッキョの外国人何とか推進委員会。それは一体どういう団体なんですか。

それと、何でそういう形で教育の、教育委員会にそういう形で中に入ってきたのか。その過程なんか全然私は知らんのですよ。何で、教員をそこまで動員できるのか。そういうことを、全く今聞いた中での話であって、そういう、例えばさまざまPTAとか子ども会とか、さまざまな団体が子

どもたちと携わるということは当然公になってできるんやけど、外国籍何とか委員会ですか、そういうことがそういう形の教育委員会、教育の現場に携わるとるというような過程は、今、全く説明を聞いていないんです。

何をもって、例えば日本人も入っていいよというようなことなの。ここは、やっぱりそういう教育委員会が、教員もぎょうさん入るんやったら、きちっとその辺の大きな理由づけが要るでしょう。それが全く私には理解できない。どういう形で、その団体はどういうもんか。何遍も言うんやけど、どういう形でそういうところに入ってきたのか。何でそこで教職員が何十名、六十何人か、そういう形で加わったのか。費用は全部そっちの団体持ちなのか。何でその敷地を使えることになったのか。そういうことをきちっと説明してください。

○市来賢太郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 それから、休憩時間の授業なんやけど、やっぱりそういう点で、教育委員会が全部知らんでええかもしれんけど、一応管理しとるわけですから、休憩時間をやっぱりその点、統一を僕はすべきやと思う、ある程度。統一すべきやけど、あえて学校で学校のそれぞれの立場を尊重するんやったら、しっかりとその辺のコンセンサスと、それから教育委員会自体もやっぱり把握しておくべきや、そういうことを。

軽んじたらあかんいうて、俺は何遍も言うているやんか、休憩時間を把握しておくべきやし、しっかりと保護者からそういう声がないように、やっぱりその辺はやりとりを保護者とやるべきやと。そうせんと、いや、子ども中心やと言うても、これは先生の都合でやっとるん違うかというよう

になってしまうわけ。そういう点をしっかりと、これも要望にしておきます。

○市来賢太郎委員長 暫時休憩します。

(午前 11時 43分 休憩)

(午後 1時 1分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

小林部参事。

○小林次世代育成部参事 それでは、子ども教育課にかかわります桃林会のご質問にご答弁申し上げます。

平成28年度の1年間、正雀保育所を公立として運営することによりまして生じる現時点での主な科目の執行見込み額につきましてご答弁させていただきます。

正雀保育所で勤務いたします非常勤職員、臨時職員の賃金として約3,300万円、電気、ガス、水道等の光熱水費として約300万円、機械警備や害虫駆除、用務員の業務委託料の見込みとして約125万円などがございます。

一方、民間保育園として桃林会が開設されていた場合には支出する予定でございました教育・保育給付費負担金等の執行が不要となっているところでございます。

以上です。

○市来賢太郎委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 ハギハッキョにかかわります件につきまして、お答えをいたします。

こちらは、先ほど摂津市在日外国人教育推進協議会が主催するものと申し上げましたが、この団体は任意団体でございまして、そのほかにも摂津市教育研究会、また生活指導研究協議会等があるうちの一つの団体でございます。

平成7年からこの団体が発足しまして、主な1年間の取り組みといたしましてはこのハギハッキョのほかには、ともに生き

る集い、またフィリピン子ども交流会や中国子ども交流会など、各交流会等を実施しているところでございます。

このハギハッキョにつきましても、日本の子どもたちも参加をしておりますと申し上げました。正式には、外国につながる子どもたちに呼びかけて出席している状況でございます。

それから、教員が多く参加しているというご指摘をいただきましたが、実質2日通じて参加している者は10人ほどで、これは事務局の者でございます。そのほかに、一部開会式に参加したり、一部自分の担任している子どもが何か披露等を行う場合に担任等が一部参加したりする、そういったようなことから、一部参加の人数を含めると、先ほど申し上げた人数になるということでございます。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 すみません。修学旅行に係りますプロポーザル方式による業者選定での業者が各学校に来校した際の回数等について、今資料のほうを用意させていただいておりますが、印刷がまだ全てそろっておりませんので、もう少しだけお待ちいただけますでしょうか。

今、小学校10校中、5校まで印刷のほうを終了しております。

○市来賢太郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 桃林会の部分で、一応決算が出たらはっきりとはすると思うんです。今、現時点で大体の予想を述べていただいたと思うんですけど、それにしてもやっぱりそれぐらいの金額になっている。

これは、そういう一つの形で非常に、向こうは向こうのともない事情によって、事件ですよね。1億3,000万円と

いうお金が異常な使い方をされているということで事件になつとるわけであって、それで非常に教育委員会自体が被害を受けとるわけですから、当然そういう一定の整理ができた上でしっかりとしたやっぱり法的な対応もしてもらわんと、これ市民は納得いかないと思う。納得がね。

ましてや、聞くところによると、分園をするとかなんとかというて、全く反省の色が出ていない。そういうような形で一つの大きなけじめをしてもらわんとことは納得いかないと思いますんで、その辺に関しては、しっかりと頭に置いて今後の決算が出た段階で、当然、市長部局との話し合いもせなあかんと思いますけど、対応していただきたい。これは、強く要望をしておきます。

それから、ハギハッキョですか、初めて聞いた名前なんですけど、学校の施設に泊まり込みをしているんですよね。私が何回も、子ども会をやったときに、学校の施設にお泊まりの教育をさせてくれということで、夏休みに何回も言うたことがあるんですよ。ことごとく断られたんですよ。ことごとく。それやのに、何でこのハギハッキョは一泊二日でこういうことができるのは差別やないですか。

何でそういう日本人の子どもたち、まして子ども会ですやろ。あなた方は、やっぱりPTAとか子ども会の組織の充実をせなあかんということでやってはったじゃないですか。力を入れなあかんことをやってはった。今、子ども会が壊滅的な状況やということはよくご存じでしょう。そういう形で、我々としたら何とか子ども会を存続せなあかんということでいろんな動きをしとった中で、夏休みの校舎利用をことごとく断られた。それやのに、

このハギハッキョだけは使っている。

ましてや、教員も入ってですよ。子ども会として、私は教員に対していろいろと協力の要請をしてきましたよ。校長先生、教頭先生はイベントごとに来てもろていまずけど、それ以外のことは、ほとんど職員は来ていない。それやのに、このハギハッキョに一生懸命力を入れてはりますよね。これは差別ですよ。差別以外の何物でもないわ。

ハギハッキョというのは、朝鮮語ですよ。ね。夏季学校とかという意味かな。それで、国際交流とかそういうことを踏まえたら、何でこれを朝鮮語にせなあかんという理由もない、わからへん。

こういう形で優遇してやっている。ほとんど日本人の子どもたちは参加していない。フィリピンと中国、その子どもたちがそういうことで、またそういう場を与えられている。全くそういう点でアンバランス。

それと、これ市の教育委員会の予算を使てんのかな。それもはっきりしてほしい。

委員長、ほんなら修学旅行の件は、出たらやってください。以上。

○市来賢太郎委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 ハギハッキョにかかります件でございますが、名称につきましては、おっしゃるように朝鮮語での夏季学校ということで、韓国、朝鮮につながりのある子どもたちを対象とした事業でございます。

フィリピンであったり中国であったり、ほかのそういう交流会等を1泊のような形で実施しているわけではありませので、これはバランスがとれているのかと言われたら、とれているとは言いがたいと思います。

学校の施設につきましては、この教育関

係団体補助金の一部の団体としてこちらのほうからも補助しているということから、学校のほうで使用することを許可しているところはあるかと思えます。

お金の件ですけども、こちらの協議会のほうに補助金を交付しているところがございます。このハギハッキョにつきましては6万6,000円、補助金を活用して、国際理解の社会人講師等をお呼びして取り組みをしているときの講師料としてお支払いしているということでございます。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 今、ご答弁があったように、それをどういように改善するんか、子ども会に関して、そういう形で一切拒否しておるのに、ほんならこのハギハッキョで最優先して場所をとって、講師の予算もつけてやってはる。ほんなら、あんたがたが、今言うたように、子ども会やらPTAの充実、組織のきずなをしっかりと高めなあかんという理屈から考えたら、当然そっちの方を優先すべきや。それを無視じゃないけど、そういうことを拒絶しながら、こっちに対しては一生懸命育てるという雰囲気があるというのは非常におかしい。

僕は、北朝鮮、韓国人を差別しているとか、子どもたちを差別する気持ちは全くな。一緒に交流して、国際感覚を身につけなあかんということを私は言っている。わかるやろ、それは。それは、日本人だけじゃなくて中国人もそうやし、フィリピン人も一緒になって、一人の人間として、一人のそういう生まれ育ちは違うかもしれんけど、そういう形で仲よくそれらの文化をお互いに勉強しようやないかという形でするんやったら、まだ話がわかる。

でも、特定の国、特定の方々を中心にや

って、それを最優先して、子ども会のそういう形の行事で使わせてもらえんというのは全く本末転倒していると思う。どのように改善してくか、そのことをお聞かせ願いたいと思う。

○市来賢太郎委員長 前馬部長。

○前馬次世代育成部長 研究団体が在日外国人教育を研究するということは、任意の研究団体でありますから必要なことでもあり、その補助金を出していくことについても、もちろん研究活動の内容にもよりますが、今後も続けていくことになろうかと思えます。

ただ、国際感覚を身につけていく、国際理解をしていく中で、どのような内容の国際理解に取り組むか、これについては我々も内容をよく見ていきたいと思っています。

今、この団体が行っておる文化にふれる集いでございますが、かつては1つの国のことを中心にやっておったのが、現在は幅広く取り組んで、また全市的に児童生徒に参加を呼びかけておられます。補助金を出す側として、様々な行事がより開かれたものになり、より国際感覚を身につけられるようなものになるよう、要望していきたくて考えております。

施設の利用につきましては、ややもすると学校の関係の団体であるから、また、よくわかってくれているからいいだろうというような形で、ルールというものが一定他のところに示しているものと違ってきていることがあるかもしれません。そのあたりは、説明がつくような施設の利用、貸し出しというものに改めるように、検討してまいります。

以上です。

○市来賢太郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 だから、子ども会の我々が貸してほしいということになったら、例えば、そこに責任者がおらへんとか、学校の施設は地域の方々が子どもたちが夜中にほたえたら騒音問題がある、だからこういう形で貸し出しできないという。私は、鳥飼西小学校の当時の先生からそういう返事をいただいた。今言うた話の中で全くつじつまが合わへんねんけど。

それと、最近の活動を調べてみたら、皆チョゴリを着てね。国際化、国際化言うけど、やっぱりほかの民族の衣装もたくさんあるわけであって。でも、やっぱり凝り固まっとうねん。韓国、朝鮮を主体にね。民族教育をやっとなるような形にしかとられへん、やっとなることに関して。それに対して補助金出して、最優先して学校施設をトフレト。その辺は、全く我々のその立場としたら、それは理解できない。

騒音問題であかんと言われた理由は一体何や、何ぞやということ。夜中に、例のお化け屋敷、肝試しか、子ども会のイベントでお泊まりして、そういう形をしようとか。それはきやつきや言うかもしれんけど、そういう形でしたり、いろんなイベントをしよういうて。騒音問題やからあかんということで。全くその理由が違うんやけど。

その辺、もう一遍答弁いただけますか。

○市来賢太郎委員長 前馬部長。

○前馬次世代育成部長 もちろんハギハッキョで使用するときも、研究団体は夜、近隣への配慮はしておられると思いますけれども、配慮がということであれば、他の団体だって配慮できますよとおっしゃることはよくわかります。今の状況がどういふことで貸し出しをしているのかも調べた上で、近隣の方、いろんな団体が公平感を持てるようなルールに改めていきたく

いと思います。

おっしゃるように、片方で騒音とか、あるいは管理、安全の問題ということが出てくるならば、片方も同じように出てくるということで、それはそういうように理解しております。

以上です。

○市来賢太郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 しつこいようですけど、これ平成7年からですかね。これ全国的にそういう展開があるみたいです。何か知らんけど、摂津市は最優秀じゃないけど、積極的にやっとなんかということでも有名らしいですけど。

しかし、その時分からやっとなんか、教育委員会がそういうことを把握していないということ自体が、これは問題わな。そういう状況をしっかり、そういう活動をやっとなんか状況を、ましてや教員がそこにぎょうさん入っとなんかということやったら、延べの人数で67人ということだったらいいんですけど、それなりの内容の情報もしっかりとつかんでおくべきやと思う。それを、今後注意するというようなご答弁いただいたけど、それはおかしいよ。

そういうことを、私が言うたことに関して的確に把握した中で、それから今全般的な子ども会のあり方とか、そういうことを踏まえた中で、やっぱりその位置づけということを考えていくのは当然である。この四、五年で行ったような団体やったら、それは別にしても、こんだけ長い歴史のことをやっとなんかに、そんだけの優遇をさせとったということ自体に大きな問題がある。これは、逆差別やね。

そのことに関して、教育長、ご答弁がもしあるようやったらお願いします。

○市来賢太郎委員長 箸尾谷教育長。

○箸尾谷教育長 私は、いつも思うんですけども、日本人の子どもたちの中にも外国に住んで、その国の学校へ行っている子どもがたくさんいます。私も、以前に中国に行ったときに、現地校にいる日本人の子どもたちに面会させていただきました。本当に少人数の中で、中国語、英語を学びながら、なおかつ日本語も忘れないようにしながらということでも一生懸命勉強してくれていました。そこでも、学校の中で日本人同士が集まって部活動みたいなものやっていたらというお話でしたけども、やっぱり外国に住む人が自国の言葉であるとか文化を忘れないように、身につけていくという取り組みは必要だなと思います。

そういう意味で、在日外国人の方々、日本に住んでおられる方々が、それぞれの国のルーツとなる言葉や文化を学んでいかれる、そういう場を設定することは、一定教育的にも意義があると思います。

ただ、委員からご指摘あったようなその団体だけを特別視するようなことがあるとしたらそれはいかがなものかと思いません。やっぱり市民の方々に対してきちんと説明できる形でやる必要があります。

正しいことをやっている以上は、きちんとそういう説明をする必要があるだろうと思いますので、今まで何してきたんやというようにおっしゃられましたら、それはきちんとできていなくて申しわけないということしか申し上げられませんが、やっぱり今後内容についても一度調べまして、きちんと対応するように指導してまいります。

○市来賢太郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 教育長、そういうのは日本人学校がやっていることが多いんです

よ。例えば、外国へ行って、今言ったような内容を教えるのは、その現地の日本人学校。これは、僕は教育のことはそこまで知らないので、多分いろんな文部科学省の一つの中で日本人学校というのはあると思うんですけど。そういう学校がその国の、例えば日本人のいろんな状況で外国に行つとる子どもたちに対して日本語なり、そのルーツなり、そういうことを日本人学校がやつとるわけです。

今回のこの件は、日本の学校が、そういう学校や教育が補助金を出してこういうことをやつとる。ちょっとその意味合いが違ふと思う。

それで、今言うたように、それぞれの例えば在日の方々が本国と離れていますよね。しかし、その中で民族のことを、ルーツを忘れがちやから、そういうことをきちっと教えなあかんと言うけど、非常に、特に気をつけなあかんのが、加害者、被害者みたいな感じで物事がなってしまうことが多いんです。そこにイデオロギーが入ったり、そういう形になってしまって、それがあらぬ方向に行ってしまうということも過去においては多々あったわけですから。私は、そういうことは決してよくない。

日本人と、それからいろんな国々の方々に、ある程度、人間の生きざまというのはやっぱりきちとした倫理観があったりルールがある。そういう点を共有するという感覚をやっぱり子どもたちに持ってもらうなあかんわけ。特定の国がええ、悪いじゃなくて。だから、そういう意味で国際感覚を身につけるために日本人と、それから在日の人、それから中国、フィリピン、いろんな国々の人らが人間としてしっかりと倫理観を保とうという、子どもの時代からのやっぱりそこで育むようなもの

がないとあかんと思う。そういう面でこれを利用するんやつたら、この活動を利用するんやつたら、私は大いによしとする。

しかし、特定の方々がそういう形で最優先で、物事を最優先でその場所、またその時期というのが非常に夏休みのええ時期をとつとるといふように聞きましたけど、そういう形で教員も力を入れてそこへ参加する。

教員の人件費は全部ボランティアかな。全部かな。それも踏まえて、再度、答弁をお願いします。

○市来賢太郎委員長 前馬部長。

○前馬次世代育成部長 教員については、食費等は自己負担ということで参加しております。いわばボランティア的な活動になっております。

今、おっしゃったさまざまな国の方が交流をする、あるいは日本という国の中で、日本の文化も含めて交流し合う機会にすることこそが国際理解、あるいは文化の共有であると、そういうお考えについては、我々もそう思います。

現在、例えば、各学校で国際理解教育に関する子ども会活動等を行っておりますが、そこには日本人の子どもも参加したり、あるいは様々な国につながる子どもが参加しながら、それぞれの国のよさ等を交流し合っておるところです。

行事も、これまでの経緯等も踏まえてハギハッキョがずっと続いてきたということも、より幅広く国際理解ができるようなものというものに、日ごろの子ども会活動等も踏まえた上でなっていくように、補助金を出す側としても見ていきたいと考えています。

それから、特定の団体だけ優遇をされているのではないかというような疑念を持

たれることがないように、教育委員会としてもしっかり活動を見ていきたいと思えます。

以上です。

○市来賢太郎委員長 教育長。

○箸尾谷教育長 特定の団体が優遇されないというのは、もうそのとおりなんですけども。

ただ、今、委員がおっしゃった日本人学校というお話ですけど、確かに日本人学校はございますが、世界的に見ても数はそんなにたくさんあるわけではなくて、基本的には大きな都市、首都でありますとか、そういうところのみになります。したがって、大都市に住んでいない多くの子どもたちなんかはやっぱり現地校に入ってやっております。

アメリカなんかでしたら補習校という、日本人学校とは別の、ふだんは現地の学校に行きながら、土曜日とか日曜日に集まって日本の勉強をするという、いわゆる補習校というものもありますが、今私が例に挙げさせていただいたのは中国の現地校のお話でしたので、日本人学校があることは私も承知しておりますけども、今の私のお話は現地校での話だにご理解ください。

○市来賢太郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 これからしっかりと特別扱いせんと、そういう形で、補助金出しているわけですからね、そういう点の意識はしっかりと持つべき。それで、補助金出しとる限りは関与すべき。その関与というのは、教員だけじゃなくて、教育委員会もしっかりとその流れを見とかなあかん。出しっ放しではあかんわけですよ、これ。今の状況がこういうことになっていきますよと私に指摘される前に、しっかりとその辺はやっぱりおたくらが、教育委員会が理解

すべきやと思う。

そういう点で、これから公平に、そして、また国際感覚という観点から考えてもらうということでご答弁いただきましたんで、もうこれ以上言いませんけど、その辺だけは私もこれから注視して見てまいりますんで、よろしくお願ひしたいと思えます。

ほんなら、あれだけ残して、あとは質問結構です。

○市来賢太郎委員長 それでは、資料が提出され次第、渡辺委員の質問を再開することとします。

暫時休憩します。

(午後 1 時 27 分 休憩)

(午後 1 時 58 分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

溝口課長。

○溝口総務課長 申しわけございません。まずご答弁させていただく前に、今回、資料提出に大変時間がかかりましてご迷惑おかけいたしましたことをおわび申し上げます。

また、今提供させていただいております資料につきましては、個人情報保護の観点から今回の旅行業者名以外の来校者の方の氏名、所属については伏せさせていただいておりますことをご了解願います。よろしくお願ひいたします。

それでは、渡辺委員からの修学旅行に係りますご質問の中で、業者が各学校に来校した記録についてお答えをさせていただきます。

平成 28 年度におきまして、それぞれ各学校の来校者名簿のほうを確認させていただきまして、修学旅行に係りまして、業者の来校記録につきましては、三宅柳田小学校と鳥飼北小学校、この 2 校におき

ましてそれぞれ1回ずつの来校記録を確認させていただいております。

選定業者以外の業者の来校回数につきましても調べさせていただきまして、鳥飼小学校、味舌小学校、千里丘小学校、摂津小学校、鳥飼西小学校がそれぞれ1回来校されております。

また、三宅柳田小学校と鳥飼北小学校につきましても、それぞれ2回ずつの来校がございました。

最後に鳥飼東小学校で選定業者以外の業者の来校が4回、この受付員名簿の中で確認をさせていただいたところでございます。

○市来賢太郎委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 修学旅行の業者の選定にかかわります一部取り扱いマニュアルの内容で、今回の件に触れますところについて1点ご説明を申し上げさせていただきます。

業者選定に関しては、学校が必要とする条件を詳細に提示した基本プラン、仕様書を作成し、多くの業者へ説明の上で数業者、3社以上からの見積書、企画書の提出を求めて実施をしているところでございます。必要に応じてヒアリングを実施することなども入れさせていただいているところでございます。

以上、補足させていただきます。

○市来賢太郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 何か補足。

○市来賢太郎委員長 前馬部長。

○前馬次世代育成部長 来校回数等をお調べいたしました。入校証等がもう既に何度か来ているということで記録されているケースなど、様々なケースが予測されます。こうして見ていきますと学校の誰が学校へ来てどのような状況であったかを

確認したりするなどのチェック体制の甘さ等を感じています。それは安全面等も含めてなんですけれども、先ほど補足でルールにのっとって行っていると申し上げましたけれども、市民感覚からいえば保護者の大切なお金を使って大事な子どもを修学旅行に行かすわけですから、さまざまな意味でもっと配慮が、あるいはナーバスになることが必要である思った次第です。

これ、今まだ質疑の中ですが、感想めいた話になってしまいましたが、おっしゃっている意味について、重々感じながらより説明ができる選定というのは必要であるなど実感しておるところでございます。

以上です。

○市来賢太郎委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 非常に長くなって、大変な手間がかかったというように思いますけど、ただ、先ほど前馬部長が言われたように非常にあらゆる面で危機意識があったらこういう資料は迅速に出てくるもんやねん。

私がいつもこのことに関して腹立たしく思うし指摘をしているけど、やっぱりそれなりに教育委員会が受けとめてもろてそれなりに改善をせなあかんという姿勢は見えるんやけど、ただ現場がそこまでその意識を共有しているかということになってきたら、非常に私は不安を感じてまう。

これは先ほどの国旗国歌の問題じゃないけど、僕一遍、ここの委員会で非常に怒ったことがある、こんな委員会無駄やいうて。言うて受け答えしてしっかりと答弁してやりますと言うところが全くなされてない。我々これ時間潰しをここでやってんかいうて。そういう形の委員会やったらこれ必要じゃない、要らんの違うかいうて一遍ごっつい怒ったことこれありますよ

ね、そういうことなんです。ここできちっと決めてやりますと言うたことをいかに現実に実現していくか。まさにその子どもたちが直接関係する学校現場において、そういう学校現場を放し飼いにすることじゃないわけでしょう、結局、教育委員会組織の中で組み込まれておるわけですから、その決め事を終始徹底するということが組織のあり方です。その意識が希薄やったらそのことに対して絶えず指摘せなあかん。

ましてや、僕はこれ教職員やら学校現場を単に嫌がらせしとるんじゃないなくて、これは非常に業者と教育公務員との関係を変に疑われないように私はやっぱりここ指摘をしておかなあかんという気持ちがあつて。

特に我々議員なんかは、よくテレビ等でそういう業者とのつながりとかいうことを指摘される。だから、特にそういう点では敏感に対応せなあかんという意識がある中で、学校の先生の中にそこまでの教育公務員としての意識づけがあるかということになってきたら、こういう一つの結果をずっと見とったときに非常に私は危惧を感じる、危惧をね。おかしいわけですよ、一つの特定のその業者が絶えずその修学旅行と。前年度の予約をしてそういう形で来年もやりますよというような形を続けとる、今。これ、何ぼ制度を変えてもその制度の、当然その間隙を縫ってさまざまな手だてをするというのは、これはやっぱり営利業者としてはやるでしょう。そういう危機意識をやっぱり現場は絶えず持つとかなあかんということです。

例えば、その人間関係がそこで構築されとるようやったらこれはえらいことや。「家族で、家族旅行をしたいんやけど。」

って言ったら、「先生、任せとってください。うちはちゃんときちっと手配して安く、また楽しく行けるようにしますから。」と。

「ほな、頼むで。」というようなことが何げなくそこで交わされとるんやったらこれはとんでもない話なんですよ。でもそういうことがひよっとしたらあり得るん違うかというようにやっぱり危惧を持つ、私としたら。絶えずそういう形の監視システムというのは、世の中は監視システムがないとあかん。

我々には選挙というものがあつたり、そういう形で非常に4年に一遍そういうきちっとした仕切り直しがあるんやけど、学校の先生に対して監視システムと言うたら言葉が悪いんやけど、やっぱり教育委員会という存在があつて、絶えずそういう動きを把握して警鐘を鳴らすようなもんがないとあかんというように私は思う。だからこのことに対して言っているわけであつて、そのことは多分、教育長も初め、皆さんそのことは把握されとると思うんやけど、教育現場にそのことをしっかりと意識づけをする手だてをどうやってするかということ。単にこのことに関して、溝口課長いうたら多分現場のことでしたら何でこんな邪魔くさいことせなあかんのやいうて。でも、そういうことをしっかりと教育委員会にこういうような業者がこういうことで来ましたいうような、例えばこれ庁内見てください。直接業者会えますか、みんな名刺入れとるん違いますか。直接会ったら要らん誤解を受けるん違うかという形で、絶えず庁内は直接会ってないでしょう。そこまで慎重にやっぱり行政と業者間というのはやっぱり対応して、それでもまたいろんなことを疑われたりいろんな過ちがあるわけですから、教育現場それが

全くと言うたら怒られるけどやね、そういうもんがない中で非常に私は危険を感じる。だからこういう形で、邪魔くさいかもしれないけど、こういう形で私は叱責し、きちっとチェックするようにそういうことを言ったわけであって、そのことを絶えず頭に置いて、絶えずしっかりと指導をする、そういうことをやっぱり私としては本来の趣旨ですから、そのことを切に要望して私の質問は終わりたいと思います。

以上です。

○市来賢太郎委員長 ほかにご質問ありますか。

東委員。

○東久美子委員 それでは、大きく4点お伺いします。

初めに中学校給食のことでお伺いします。喫食率を上げるということで、ほかの委員の方も質問されていますので重なる部分もあるかと思いますが、今年度どのように取り組まれるのか、できるだけ具体的に説明をお願いいたします。

それから、2点目は学力向上のことで、学習プリント活用補助員が配置されていますね。それは3校ですね。確認になるんですが、仕事内容とどのような経過でこの学習プリント活用補助員が配置されているのかということについてお願いいたします。

3点目は、摂津市史編さんについてですが、この摂津市史、平成28年度に冊子が発行されたと思います。それを見せただけでしたら、コンパクトっていうんですか、厚く威圧感なく、読みやすく目を通しやすかったように思っています。

この市史は、渡辺委員もご質問されていたことにも、つながっちゃうかなと思うんですが、摂津市の歴史を子どもたちも含め

て、みんなに知ってほしいという観点で、学校のほうにも配布されているのですかということと、それから市民に向けてこの冊子を購入できますよという案内があったように思いますので発行数、発刊数、それと学校配布しているのか、それから市民の方は何冊ぐらい購入されているのかということについてお伺いします。

次は幼・小・中連携なんですけど、摂津市は本当にきめ細かく連携が進められてきたと思います。

今回の代表質問のときにもあったかな、今までにも連携については大事やということと、更に連携をとということが出ていたように思い受けとめています。

これも再度の確認になりますが、幼・小・中連携の目的、今どのように連携がされているのかということ。

この4点、よろしく願いいたします。

○市来賢太郎委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、中学校給食に係りますご質問にお答えいたします。

平成28年度の喫食率につきましては、2学期末現在で3.7%という喫食率でございます。平成27年6月からスタートいたしましたして、喫食率ということで申しますと少しずつ減少しているという状況でございます。

これまで保護者の方への試食会、PTAのご協力も得ましてミニ試食会、また生徒の方からのリクエスト献立等で献立改善等も実施させていただいております。

今年度で申しますと、来年4月に入学される中学1年生、現在の小学校6年生の方に対しての試食会が、このたび第二中学校1校ではございますけれども実施させていただいたところでございます。

今後、平成29年度に向けてというご質

問でございますけれども、これまでの取り組みを今後も充実、拡充させていただくということと、現在、このデリバリー選択制の給食の実施方法も含めまして、学校給食会の中で学校給食サービス向上検討委員会を設置し学校の管理職、また栄養教諭、事務職の栄養士等入りまして、いろいろ議論をさせていただき、ご意見もいただいたところでございます。

その中で、現在予約申込については、コンビニエンスストアから6,000円の最小単位での金額で入金をいただいておりますけれども、この6,000円というのが経済的に困窮されているご家庭にとってはハードルが高いというようなご意見もございましたので、この部分で例えば3,000円程度に減額した払込票で実施を検討してはどうかというようなご意見もいただいております。そのようなことも含めまして、今後どのような形で喫食率を上げていけるのか、また、さまざまな方面からもご意見を頂戴いたしまして、事務局でも知恵を絞り平成30年度には業者が更新を迎えるということもございまして、平成29年度、早期に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 学習プリント活用補助員につきましてお答えいたします。

こちらは一昨年度より配置しております非常勤職員でございます。

現在、市内に3校それぞれ1人ずつ配置しております。

職務内容といたしましては、学習指導要領等に基づき、小学校における児童の学習プリントの採点、集計等を行うものでございます。

具体的には教材データベースを活用して子どもたちの自学自習、そして宿題やすき間の時間のさまざまな学習のプリント等を作成し採点するという仕事をしております。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 東角部参事。

○東角教育総務部参事 平成28年度に「ふるさとを知ろう 摂津市の歴史」という形で市史編さん室から歴史書を出させていただいております。

まずこの冊子につきましては、中学校2年生、3年生全員に配付させていただいております、それから各学校にも複数部数を配付しております。中学校全体では1,560冊を配付しております、それから教育用に使えるようにといたしまして、50部を学校教育課と協議いたしまして、貸し出し用に設置させていただいております。

それからこれまでの冊子類でございますが、平成23年の7月から史料の調査を始めまして平成25年の10月1日付で昭和28年の台風13号の災害写真集を500部出しております。価格は800円でございます、これまで194冊売っております。

それから平成26年度の3月末で「新修摂津市史 史料と研究(第1号)」というものを発行いたしております、これは明治7年からの市内の小学校4校の学校沿革誌、並びに慶徳寺の明治元年から明治34年までの日記を掲載しております、近代の教育史料という形でこれまでにわかっている8万点収集した中の3万点のわかってきた史料の中から史料集を発行しております。

これにつきましても500部発行いた

しまして1部900円で、現在のところ、平成29年の3月3日付でカウントしておりますが160冊販売しております。

それから平成28年の3月31日付で、今度は近世史料集といたしまして市内の新在家、それから味舌上、それから庄屋村などの江戸時代の中期から明治の幕末までの御触書きとか、それから万留帳などの史料を掲載しております、これも500部発行しまして、1部900円で現在112冊販売しております。

それから、初めに申し上げました「ふるさとを知ろう 摂津市の歴史」でございますが、これは1部500円で3,000部作成いたしましたして現在179部売れております。トータルで、この4冊でざっと50万円以上の収入となっております。

それから、ちなみに旧の市史でございますが、昭和52年3月末に発行いたしましたして、本編それから昭和59年3月末までの史料編の4巻まで、現在のところでございますが約1,950冊を販売しておりますして1,000万円近い収入となっております。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 小林部参事。

○小林次世代育成部参事 幼・小・中連携につきましてのご質問にご答弁申し上げます。

子どもの成長は連続的でありそこに壁はございません。将来的な、社会的自立に向けまして就学前教育から、小学校、中学校まで思いを共有する中で教育を考えていくこと、保育を考えていくことが幼・小・中連携では大切な視点であると考えております。

私のほうから保育所・幼稚園・小学校への接続の観点でご答弁申し上げます。

ただきますけれども、保育所・幼稚園から子どもが小学校に進学される折には、保育所であれば保育所児童保育要録、幼稚園では幼稚園幼児指導要録といったものを小学校のほうに引き継ぎをさせていただいております。

また各園・各小学校では先生同士、子ども同士の交流をさまざまな観点で行っているところでございます。

また本市全体の就学前教育で培われた力を土台として、小学校生活で子どもたちが必要な力を身につけることができることを目的といたしまして就学前教育実践の手引きを活用いたしました市内公私立保育園・幼稚園・小学校教諭を対象といたしました合同研修会を開催いたしておりますけれども、平成29年度はこの回数を今年度2回から4回と倍増する中でさらに充実を図り、情報共有や相互理解を深めてまいりたいと考えておるところでございます。

今後も子どもたちの取り巻く環境が変わりましても、子どもたちの持つ能力が発揮できるように、それぞれの生活習慣の定着、学びの接続を図る取り組みを各職場、各職員が一層推進してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○市来賢太郎委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 幼・小・中の連携につきまして、私からも補足をさせていただきたいと思っております。

小中一貫教育の取り組みということで、本市では小中一貫教育推進協議会を設置し、今年度は4回実施をいたしました。

各校より担当者が出席し、各中学校区でどうすれば小中一貫教育が進むのか、具体的な中身に踏み込んで協議をしておると

ころでございます。

各中学校区で中学生が卒業する段階で子どもたちにどのような力をつけなければいけないのかということと共有するとともに、特に主に夏季に行われます「合同研修」、それから年度後半に行われることが多いですが「乗り入れスクール」、年度初めに行われることの多い「ジュニアハートプログラム」等の内容について情報共有を図り、また実施に向けた協議等を進めているところでございます。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 東委員。

○東久美子委員 中学校給食ですが、私のほうで確認したかったのは、文教常任委員会のおきにもお伝えしたようにやはり保護者の経済的なところをフォローするという意味からも3,000円とか金額のことをお願いした経過がありますので、そのあたりを確認させていただきたかったんです。

やっぱり、今回、水谷委員が教室で食べる子どもたちが1人とか少ない人数だったら食べにくいと、肩身が狭い思いをすることのないようにとおっしゃったところが、私もベースなんですね。やっぱり率を上げるっていうことは本当に難しいと思います。目標15%ですよね、違いましたか。目標が高いと思うんですね、ところが今3.7%ですよね、それをぐんと上げるというのは並のことではないです。

私のほうにも保護者の声で届いているのは、食べたいけれども食べにくい。自分のクラスには余り食べている子がいないと。ところが、お隣のクラスではたくさん食べているから食べやすいねんっていうようなことを言われると。保護者もできるだけ食べてほしいんだけどっていうよう

なことは聞いています。だから、給食のアイデアをいっぱい出して、メニューを変えたりいろいろするだけでは、率を上げるといえるのはできないんですね。教室の雰囲気をよくする友達との関係ですよね、教室の関係性がどうかということも、やはり影響すると思います。だから教育委員会の中で連携し合って、担当の方は学校に何回か行かれていますよね。その中で、実際の空気で、これはちょっと食べにくいかなとか、食べやすいクラスやなというようなことがあれば、そこからまた学校教育課のほうに情報を送る中で、また落ちついたクラス、雰囲気のいいクラスのほうにつなげていけるかもしれないというようなことで、喫食率を上げるといえることは、本当に大変なことだと思っておりますが、私のほうが気にかけていました経済的なことというのは保護者にとっては大きいですから、その辺のところはまだ決定ではないということですよね、ぜひ決定されるようによろしくお願いいたします。

学力向上のほうなんですけれども、この学習プリント活用補助員の配置に関して経過があったと思うんですね。その経過のところを、きちんと確認しておきたいんですけれども、私は学力テスト、学力調査は反対していますよ。なぜ反対しているのかというと、テストに追われる、結果が出たころには、もう次の単元に進まなければいけない、そのところを見直しをして子どもに力をつけるっていうことが、なかなか時間的なことで難しいんじゃないかというような質問もさせていただきました。

あと、その中で教職員が教室の中でどの子がどこがわからへんっていうところがきちんと把握してなかったらプロじゃないんじゃないですかと、できない子どもが

本当にできへん子どもになっちゃうかもしれません。だから、細かく、ここの分野のここのところをつまづいてっていうところは担任が見ただけではできない部分も大きいと思いますが、初めのつまづきの部分についてのカバーは、やっぱり担任が子どもをしっかり見る、教科を教える人がしっかり見る中で、つまづいているところを、きちんと理解させるという手だてをとっていくのが望ましいってというようなことは、何度も言ってきました。

その中で、いじめの問題やいろいろな課題がありますよね。教材研究も含めて。それで、教職員の多忙化との組み合わせで、多忙化の問題も抱えていないですかという中で、いえいえ学力テストをしても多忙化には向かいませんと。プリントの採点とか先ほどおっしゃってくださった中身ですよね、その辺をカバーする人員をつけますという説明が以前の荒木課長のときにあったと思います。

そういう流れの中で補助員がいると思うんです。そのとき指摘したんですが、補助員の負担について、どうのように整理されているんですかというような質問もしたことあると思います。

いずれにせよ、学校に何かが入るとき、全国学力テストもそうでしたが、予想したより、だんだんそれが初めの入ってくる段階とは異なった形で学校現場がやらざるを得ないというところにつながってしまいます。その学力向上補助員ですね、補助員のところも初めになぜ配置するかいうところを押さえていただきたい。

今、私がお伝えした内容は、以前の荒木課長のときの説明だったんですが、基本は変わっていないと思いますから、この内容でよければ、過程の確認と、当然に数が増

えていくと思うんですけれども、今後、どういうようにお考えなのかということの2点お願いいたします。

摂津市史のほうなんですけれども、史料っていうのは、散逸してしまいますから、あ のときにあったのにといいことでは本当に取り返しがつかないことになりますので、今、史料もネットで調べると9万点を超えているような感じなんですね。さらに史料が集まると思っていたこと、小学校とかの社会の歴史もそうなんですけれども言われていたこと、大化の改新がもう載ってないよとかいうような形で、歴史が変わる部分が多いんですよ。だから、きちんと史料をもとに進めていただきたい。

さらに冊子は思いのほか購入されているんだなと思いましたが、広報活動されて多くの市民の方に読んでいただけるよ ということと、それと子どもというのは耳から聞いたこととか見たものってなかなか忘れない、自分が読んだものってなかなかなんですけど、そういうような体験にもつながるように大人の方にまず広めていただきたいな、広まるといいなと思っています。

そういう意味も込めまして今後の見通しですよね、次はどのように進めていくということをお聞きします。

幼・小・中連携については、私も学校の現場にいてる教職員の方からも交流を深めることで、事前に丁寧な指導につなげることできるとかいうようなことは聞いています。

交流する中で、先ほど要録は子どもの記録したもんです。幼稚園にも、たしか要領があったと思うんです。学校も学習を各学校が校長の判断とかで勝手にやっているわけではなくて基本になるものがある

それをもとに、学校教育基本法に基づいてそこからきっちりと教育の基本的なあり方を定められていますので、日本国憲法の本質の基つき、それをもとに基本的なあり方を定めて、次は教育指導要領に行きますよね。各学校の教育編成の部分は指導要領ですね、そここのところに基づいてカリキュラムをつくっていくわけですね。幼稚園のほうも、そういうようなカリキュラム、そういうようなお遊びとかあるかなと思うんですけれども、そういうものもありますよね。同じように幼稚園の要領もあると思うんです。それでお伺いしたいのは、連携を進める中で、学校ではこんな教育していますよ、幼稚園どんな教育していますかっていうような流れもないことないかと思うんです。そのあたりの学校についてですけど、学校について、きちんともとになるベースになるものがありますよね、公立学校ですから。そこでは教育委員会のほうがカリキュラムのチェックもされているしいろいろされていると思うんですけれども、連携する中で私学とかそういうようなものについて、教育委員会のほうは指導っていうんですか、チェックっていうんですか、そういうことは何かできるんでしょうか、されているのかという意味で受け取ってもらっても結構です。ということの4点でお願いします。

○市来賢太郎委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 学習プリント活用補助員にかかわりますご質問にお答えいたします。

子どもたちの学力をより育むためには一定の学習の量、時間等も確保していきたい考え方を定めており、教材データベースを導入しまして教職員がここの部分もう少し復習させたいな、もっと力をつけさせ

たいなと思える資料が、すぐ手に入るように配置をいたしました。

そしてそれらを活用し、1年近く子どもたちが一生懸命努力した結果がどのように学力等に反映されているのか、全国の学力・学習状況調査は小学校でいいますと6年生だけでございますので、他学年におきましても詳細に把握をしたいということから2年生から、1年生は質問紙調査ですけども全学年において学力定着度調査を12月に実施する運びになりました。経緯につきましては委員がおっしゃられたとおりと存じます。

そして現在、3校配置をしておりますが、学校の規模等も考慮しなければならないのではないかとというようなご意見があったかと思えます。2校から3校に増やした際には、学校の希望の状況も鑑み、規模等もこちらで考慮して、そして活用の状況にどれだけ期待できるのか等も考えた上で3校目を選定した次第でございます。

今年度、その検証を行いました。子どもたちにも学期に1回程度アンケートをとらせていただき、学習の時間や学習の意欲等がどう変化していくのかということを見ていったところと、そして学力定着度状況調査の経年比較の中から、実際にそれぞれの学年がどのような学力の変化をしていったのかの大きな2点で確認をしたところでした。

この学習プリント活用補助員を配置している学校のそれぞれの学年の子どもたち、もちろん全てではありませんが、配置をしてない学校に比べて前年度より伸びが見られる様子が非常に多かったというようなことがうかがえたこと、それから学習の時間をアンケートでとったのですが、抜本的な改善と劇的な変化とまでは言え

ませんけども、主に高学年を中心に学習時間の伸びが6月、9月、2月、時がたつにつれて増えていくような状況もございましたので一定の効果があったのだと捉えているところです。

こちらにつきましては、時間がたてばたつほど、じわじわと効果が上がってくるのではないかと、今捉えているところもございますので慎重に判断しているところではございますが、効果のあるものであるということから拡充等も視野に入れて対応していきたいと考えています。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 小林部参事。

○小林次世代育成部参事 幼稚園のうち、私立の幼稚園教育等の内容のチェックの部分でございますけれども、本市内には私立の幼稚園が3園ございます。その3園につきましては、子どもが事務を行っております子ども・子育て支援新制度の中に入らずに私学助成を受けた中で運営をされておるところでございます。

新制度の中の幼稚園という位置づけになれば、制度に伴います認可申請であったり教育・保育給付費負担金対象の確認申請といったものを市のほうへ書類を出していただくこととなりますけれども、現在、私学助成を受けられた中での運営ということで直接的に関係はしておりません。ただ、子育て支援に関する協定書等も結んでおる幼稚園もあるところでございます。

私学の幼稚園、公立の幼稚園ともに幼稚園教育要領に基づきまして運営をされております。また本市の中で、先ほどもご紹介させていただきました就学前教育実践の手引きというのを策定しておりますけれども、この策定に当たりましては公私立の区別なく委員に職員に入ってください

ました。摂津市の子どもたちを施設の区別なしに幼稚園、保育所の中でどのような形で育てていくのか、各年齢、育ちに応じて職員がサポートしていくか、環境をつくっていくのか。また地域の方とかかわりであったり保護者支援、そして小学校への接続のためのどのような観点で取り組むべきかといったものであり、これをもとにいろいろな研修会等も実践しているところがございます。今後も小さな市でもありますし私立は3園という数でもございますのでさまざまな研修会の呼びかけをさせていただいたり、できるだけ交流を図る機会を設ける中でいろいろな取り組みの充実を図っていきなと考えるところでございます。

○市来賢太郎委員長 東角部参事。

○東角教育総務部参事 市史編さん事業をどのように進めていくのかということのご質問でございますが、ご承知のように歴史も、大分古くから我々が知っている歴史も、例えば西郷隆盛は顔が違うであるとか、それから聖徳太子も実は1万円札の者は違うのではないかと、というようなこともどんどん書きかえられておまして、それから東委員並びに渡辺委員がおっしゃいましたように失われてしまいますと歴史遺産そのものが二度と復活できないというようなことがやはり一番重要なポイントでございます。40年ぶりに事務自体を再構築しておりますが、なかなか少子化の問題もあって研究していただける大学院の人とか先生とか人材の確保が難しいのが現状でございます。

今どういう形で進めているのかということでございますが、史料全体の中で考古、古代、中世、それから近世までは人も何とか確保して史料の調査をできているとこ

ろでございます。平成29年度につきましては近代の専門の非常勤職員に来ていただくようなことを考えておまして、今後どういう形でやっていくかということにつきましては、来年度は古代の淀川流域史料集というような形で現在、史料を集めて編集をする予定にしております。

それから平成30年度には中世の史料、これも平成28年度から必死になって探しておりますが、日記であるとかそれからいろいろな東大の史料編さん所にあるような書物の中に摂津の名前が結構出てきますので、そういう調査をして中世史料集を出す予定にいたしております。

最終的には考古・古代・中世までをできれば平成32年度、それから近世・近代までを平成33年度に、それからこれも失われてしまうともうどうしようもなくなるということでございまして、現代史のほかには寺社調査の美術と建築物、それからその中に、今回の大西邸のようなものが市内には複数ございますので古民家の調査もできればやりたいというように考えております。

それからあと残っておりますのは、歴史地理の調査をするということと、それからあとは、戦前の方がもう高齢になっておられますので民族の聞き取り調査もできればさせていただきたいなというように考えております。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 東角部参事。

○東角教育総務部参事 そうしたら中学校給食のことが先ほど言いましたように要望の形で、ぜひぜひ実現するようにお願いいたします。

学力向上のほうは、経緯は私のほうが説明させていただいたもので結構というこ

とですので了解しました。

学力調査のほうですけども、摂津市独自の。それも成果が少し見える部分もあるというようにも事前にお伺いしていただきましたので、本当に教育なんて1回やって終わりじゃないんですよ、長い時間がかかりますから。やったでしょう、結果出てないじゃないですかっていうのは非常に現実を見ていない酷なことだと思いますので、私は立場としては反対です。でも見守りたいと思いますので、そのためにはぜひ学校現場が子どもと寄り添える、子どものためにですよ、教師の時間をつくるじゃないんです。子どものために、先生って声をかけられるように。教職員がばたばたしていたら本当に声をかけにくいんですね、子どもってすごく感じますから。子どもたちのためにそういう意味で拡充、拡大していただけるように、配置ですね、補助員。また検討のほうをよろしくお願いします。

摂津市史のほうですけども、今お話をお伺いして今後の計画も丁寧に説明いただきましたのでわかりました。

本当にこれって時間もかかるしお金もかかるし、おっしゃっていたようになかなか研究してくださる方自体お願いするのもなかなか難しいとも思うんです。そういうような力を注いでいますので、広く広報活動のほうを、広く皆さんに知っていただけるようなことを、またアイデアをいっぱい出して取り組んでいただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

中学生の2年生、3年生全員この本を持っているっていうことは、子どもたちが折に触れてページをめくる中で摂津市の自慢、摂津市はこんなんやっていうことを学んでもらえたら本当にいい結果につながると思いますので、また学校教育課のほう

もこの資料の活用についてはぜひ連携してくださるようお願いいたします。

幼・小・中連携については、研修をしていますとかいうお答えが中にはあったんですけど、研修というその個人というよりも、もっと経営のレベルかなとは思ったんです。経営のレベルできっちりとしたものを持っていただかないとというのか、私学ですから個々に自分のお考えがあってっていうことは十分理解しておりますが、公立学校でいうと学校の教育基本法に基づいてっていうところを絶対外せませんので、その辺をベースにそここのところがしっかり連携していないと本当に。

ちっちゃな例で申しわけないんですがちっちゃな例で出すと、幼稚園ではこう言っていたとかこういうように決まっちゃったというようなことで、子どもなかなかやわらかいようでかたい頭のところもあるんですよ。だから、そういうように連携して行えるように、内容について全てチェックするとかそういうことはいろいろ制限もあるかと思いますが、私の意図するところは、公立学校は、そのことについてはもう教育長にも次長にもお答えは求めません、もうできていることをここで再確認いたしません、それに基づいてスムーズな幼・小・中連携が進むようお願いいたします。

私ね、いろいろ摂津市のことを考えるとやっぱり摂津市はいい情報がたくさん流れる印象やと思うんです。摂津市っていう名前を聞いたときにこういう町やっていうイメージができていたりとか、そういうようなことであそこ住みたいとか、あそこの教育でこんなことやってくれんねんてとか、ネット調べたら本当にわかりやすいし親の口コミもそうなんです、ぱっと広が

ってしまいますからね。子どもを丁寧に扱っているかとかいうことを含めてなんです、だから摂津市を本当にいい町にするのも教育が大きな役割になっていると思っています。

ただ残念なことに、摂津市は小さいでしょう。中学校給食もそうなんですけれどももっと大きな市であれば3.7%であっても数が多いですよ、総数が多いですから。ところが摂津市はもともとの数が少ないですよ。そうしたら数が少ないんですよ、同じ3.7でも。そうしたら業者の方をお願いする中で、今ニュースなんかを見ると宅配もそうですよね、宅配もあの丁寧なサービスが過剰になっているところもあるかと思うんですが、その辺を組みかえていかへんかったら人がいないとか回らなくなっていますよね。

デパートというのは商店ですね、大きな個人商店じゃなくて、そういうところも開店の時間ですね、営業時間を縮めるというニュースも流れていたんです、なぜ縮めるのか。

今までだったら、私が子どものときは1月の1、2、3ぐらいは店あいていませんでした。ところが今なんか1日からあいていますよね、店によっては。大概2日やと思いますが、そういうような時代じゃなくなっていくと思うんで、人手が足りないから営業時間を短くするというように言っていました。

何を言いたいかというと、摂津市は丁寧にかかわりを持っていかないと、これは私の大昔の経験ですから今には当てはまらないかと思うんですが、本当にショックやったことがあるんですが、子どもたちの遠足だったか業者を呼んだんです、複数で。大昔ですよ、大昔に呼んだときにみんなキ

キャンセルされて1社しか来なかったことがある。だから、これから万博とか、万博はあんまり関係ないかな。いろんな行事でそういうようなものが使われるときになったときには丁寧なつながりをつくっておかないとバスの配車もお願いできないとかそういうこともなるかもしれないと私は危惧しております。

そういう意味でもルールはあってとかおっしゃっていましたが、なかなか難しいんやなっていうことは十分理解していますけどもそれぞれのかかわりを持つ方とは丁寧に、丁寧なつながりを摂津市は持ってほしいと思います。

以上です。

○市来賢太郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○市来賢太郎委員長 暫時休憩します。

(午後2時52分 休憩)

(午後2時56分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

議案第19号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

ご質問のある方いらっしゃいますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 議案第19号、附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件の中の文教常任委員会の所管は、いじめ問題対策委員会にかかわるところだということのように思います。

いじめ問題対策委員会というものがこれまで既にあったところで、附属機関の担任の事務の文言が変わっているということであり、条例の参考資料の中にありますが、従来は小学校、中学校におけるいじめ問題についての重要事項の調査審議

に関する事務ということからかなり詳しいもんが増えていまして、児童及び生徒に係るいじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する云々ということで文言が変わっている点ですね、その辺の説明をいただきたいということ。

それから今までのいじめ防止対策委員会というのはいじめの事項が起きた際の調査を行う機関だというように理解をしているんですが、今回、再調査委員会ということで他の委員会の所管で議論されているかと思えますけども、これまでの対策委員会との違い、それから対策委員会の果たしている現段階の役割等をお聞かせいただいております。

○市来賢太郎委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 まずいじめ防止対策推進法が平成25年に策定され、その中におきまして教育委員会の附属機関として本市で呼んでおりますいじめ問題対策委員会を設置することができるとされておりました。

本市では、昨年度から設置を附属機関としてきたところでございます。

このいじめ問題対策委員会では、これまで本市のいじめの状況ですとか取り組み状況ですとか、それからケースですとかそういったことを報告し、ご意見等を賜ってきたところです。かつ、重大な事態が発生した際にこのいじめ問題対策委員会が調査機関として調査をすることができるということから、もし本市におきまして重大事態が発生した場合にはこの委員会で調査をするという形をとっております。

ただ、この本委員会を通じて調査するような事態等は生じておりませんでした。

そして、先ほど申し上げましたいじめ防

止対策推進法の中では重大事態が発生したときに調査を学校、もしくは先ほど申し上げましたいじめ問題対策委員会で行うとされております。その報告を受けた地方公共団体の長がこれは再調査が必要であると判断した場合に調査を行うことができるという法律が同法第30条にあります。これまではそれが設置されておりました。このたび、市長部局のほうでこの再調査を行う委員会を設置したいというようなこととなりましたので、既に存在しておりましたいじめ問題対策委員会との条例上のきちんとした差別化を図るために、いじめ問題対策委員会の中身が変わるわけではありませんが、丁寧に担当事務等をお示しするというで条例の中身が変わるというものでございます。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 重大事項が起きた際に、学校など教育委員会の附属機関としてその問題の原因等を究明したり対策を打ったりするものが従来のいじめ問題対策委員会であって、そのいじめ問題対策委員会が示した調査結果に対して再調査を行うというのが、今回新たに新設された市長部局のほうの委員会だということで認識をいたしました。

このいじめ問題対策委員会は、これは私の認識が少し不確かなのですが、いじめ防止対策推進法の中に学校はいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理福祉士等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くことというように書かれていますが、これは日常的ないじめの防止のための組織というようなことだと思うんですけども、これはいじめ問題対策委員会というのは必ずし

も一致するものではないということでもよろしいのでしょうか。

○市来賢太郎委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 学校の中でのいじめ問題対策にかかわる委員会とそして教育委員会の所管でございます附属機関ですが、いじめ問題対策委員会というのは別組織でございます。

摂津市のいじめ問題対策委員会は5名で組織しております、学識経験を有する者、弁護士、臨床心理士、その他教育委員会が適当と認める者というような形で構成しております。学校は学校の管理職を初め、スクールカウンセラーや学校の教員等で構成する委員会を所有しております。

以上でございます。

○安藤薫委員 先ほどもご答弁いただいたかと思うんですけどももう一度、教育委員会の附属機関として置かれている現状のいじめ問題対策委員会というのは、現状では具体的に事案についての審議等っていうのはこの間行われた経過があるのかどうなのかだけ、もう一回教えてください。

○市来賢太郎委員長 野本課長。

○野本学校教育課長 丁寧に申し上げますと、昨年度から年2回委員会を開催してまいりました。合計4回開催しております。それぞれの中身では本市全体にかかわりますいじめの状況、数値ですとか対応ですとかそういったものをお示しし、そこから分析していることに対してご意見等をいただき、また、何かケース等をお示ししましてこういう事案でこういう対応をしてきたけども、その対応はどうだったのかというようなご意見等も伺っているところでございます。

重大事態が発生して重大事態に関しての調査を、もしくはその中での懸案、協議

というのをいただくというようなことと
いうのは特段設けてはおりませんでした。

以上でございます。

○市来賢太郎委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 毎月、教育委員会定例会議
が開かれておられて傍聴もさせていただ
く機会の際には、いじめの事案などにつ
いても報告されて、教育委員会の中でも議論
されているところも見させていただいてお
りますが、教育委員会の附属機関としても
摂津市全体のいじめの防止に対しての考
え方や事案についてのいろいろなご意見
をいただいているというようなことで理
解をいたしました。

いじめというのは学校のみならず、場合
によったら大人の世界にもあるものとし
て理解をしておりますし、そのこと自体が
命を奪うということにつながってしまう
ということは、この間いろいろな事故から
もはっきりしているわけで、今回、市長部
局のこのような再調査委員会が置かれて
ということではありますが、そういった事案
が起こる前の努力をここの対策委員会を
初め、教育委員会の皆様に進めていただ
けたらと思います。要望としておきます。

○市来賢太郎委員長 ほかに質疑ありま
すか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○市来賢太郎委員長 以上で質疑を終わ
ります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 5 分 休憩)

(午後 3 時 6 分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

次に議案第 21 号所管分の審査を行いま
す。

本件については補足説明を省略し、質疑
に入ります。

質疑のある方いらっしゃいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○市来賢太郎委員長 以上で質疑を終わ
ります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 7 分 休憩)

(午後 3 時 8 分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○市来賢太郎委員長 討論なしと認め、採
決します。

議案第 1 号所管分について、可決するこ
とに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○市来賢太郎委員長 可否同数でありま
す。よって、委員会条例第 16 条の規定に
より委員長が本案に対する可否を裁決し
ます。

委員長は、議案第 1 号所管分について可
決すべきものと裁決します。よって、本
件は可決すべきものと決定しました。

(渡辺委員退席)

○市来賢太郎委員長 続いて、議案第 9 号
所管分について可決することに賛成の方
の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○市来賢太郎委員長 全員賛成です。よっ
て、本件は可決すべきものと決定しまし
た。

(渡辺委員入室)

○市来賢太郎委員長 続いて、議案第 19
号所管分について可決することに賛成の
方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○市来賢太郎委員長 全員賛成です。よっ
て、可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 21 号所管分につい

て可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○市来賢太郎委員長 全員賛成です。よって、本件は可決すべきものと決定しました。暫時休憩します。

(午後3時15分 休憩)

(午後3時16分 再開)

○市来賢太郎委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

平成29年度、委員会行政視察を実施することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○市来賢太郎委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に視察事項、視察先、視察日程等についてご協議いただきます。この件につきましては、委員から先進事例等の情報をご提供いただくとともに、日程を調整させていただいた内容をもって委員長案としてまとめさせていただきましたのでご提案させていただきます。

日程は5月23日から5月24日、視察市は埼玉県熊谷市及び東京都荒川区、熊谷市は人口が約19万9,000人、こちらでは小・中学校における学力向上の取り組みについて視察を行います。

熊谷市では、児童生徒のきめ細やかな学習指導を進めるために学力向上補助員を全小・中学校に配置し、市で独自に作成した学力向上テキストを活用することで基本的・基礎的な学力の向上を図っており、全国学力・学習状況調査においても成果が出ています。

また、中学生の基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るため、教育ボランティア(有償)として退職教員や教員免許状

所有者、大学生を委嘱し、土曜日や放課後等を利用して全中学校で学習支援充実「くまなびスクール」事業を実施されています。

荒川区は人口が約21万3,000人、こちらでは子どもの貧困対策についての視察を行います。

荒川区は、かねてより子どもの貧困を重要課題と捉え、平成21年5月に子どもの貧困問題検討委員会を庁内に設置し、同年10月に発足した一般財団法人荒川区自治総合研究所とともに、複雑に絡み合った子どもの貧困問題の調査・研究を行っています。

問題解決に向けては全庁を挙げ、教育・福祉の両側面からさまざまな支援事業がされており、また地域の力を活用した子どもの居場所づくり事業などの取り組みも行われています。

以上のような視察案を提案させていただきましたが、委員の皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○市来賢太郎委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午後3時17分 休憩)

(午後3時18分 再開)

○市来賢太郎委員長 それでは再開します。

それでは熊谷市において小・中学校における学力向上の取り組みについて、荒川区において子どもの貧困対策についての視察を行いたいと思います。

本委員会の視察につきましては、以上のとおり、実施することといたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、常任委員会の所管事項に関する事務調査について、本会議最終日において閉

会中に調査することが諮られます。本委員会の所管事項については、学校教育行政について、生涯学習行政について、児童福祉行政について、平成29年9月29日まで閉会中に調査することといたしたく思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○市来賢太郎委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で本委員会を閉会します。

(午後3時19分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 市 来 賢太郎

文教常任委員 安 藤 薫